

福井の科学者

地域に根ざす科学者運動 **120**

2013・6

目 次

＝福井支部総会決議＝

原子力規制委員会による敦賀2号機直下の活断層断定と「もんじゅ」運転再開準備停止命令を踏まえて、両機を直ちに廃炉とすべきであることを訴える (1)

憲法9条が危ない！

－壊憲にどう立ち向かうか－

北 出 芳 久 (3)

若狭湾岸の原発と活断層問題

山 本 雅 彦 (18)

福井県の原子力防災体制の問題点

佐 藤 正 雄 (27)

いま改めて 66 年前の日本国憲法制定過程を振り返る (第2回)

－憲法問題に無関心な若者たちはどれだけ事実を知っているだろうか－

高 木 秀 男 (35)

＝新著紹介＝

西條敏美『知っていますか？ 西洋科学者ゆかりの地

IN JAPAN -PART1 新しい世界を開いた西洋科学者-』

恒星社厚生閣

高 木 秀 男 (46)

編集後記

(51)

日本科学者会議福井支部



児玉 一八著

東洋書店 科学と人間シリーズ5

活断層上の欠陥原子炉 志賀原発 はたして福島事故は特別か

2013年4月刊行 定価2200円＋税

シビアアクシデント

苛酷事故は能登で起こっていたかもしれない

原発の心臓部で次々と起こる事故。臨界事故は8年間も隠べい。

住民と科学者の調査で活断層の決定的証拠も！

原発問題に30年向き合ってきた経験から、原発のない日本をどう実現するかを提言。

東洋書店

科学と人間シリーズ

科学・技術者が自分の言葉で語りかける、人類が手にした科学・技術の真実。それはどのように発展し、人間社会に関わり、どこに向かうのか。2012年12月に刊行開始した迫力の新シリーズ。認知度、上昇中！

1 風力発電 挑戦から未来へ 原発事故後のエネルギー

松宮 輝 日本の風力エネルギー利用は、日本の風に乗った風車の運用にかかっている。不安定性を克服する技術と、風力技術を生かす制度改革について提示。 2200円＋税

2 シビアアクシデントの脅威 科学的脱原発のすすめ

館野 淳 日本の全原発（軽水炉）はブレーキのない欠陥品、という科学者からの告発。「3.11」が単なる不運ではなかったことを、開発史から明らかにする。 2200円＋税

3 放射能拡散予測システムSPEEDI なぜ活かされなかったか

佐藤康雄 巨額の費用をかけて開発され、住民保護の切札とされたシミュレーションシステムSPEEDI。活かすべき体制づくりの提言を携え、福島在住の気象研究者が立ちあがった。 2200円＋税

4 観測がひらく不思議な宇宙

平林 久 観測技術の発展があったからこそ、宇宙観は劇的に変化した。半世紀にわたり日本の電波天文学と歩んだ著者が、その発展史と謎に立ち向かう総力観測の夢を語る。 2200円＋税

続 6 アジアから鉄を変えろ 長井寿・守谷英明

刊 7 地震列島日本における原発（仮） 立石雅昭

目次

はじめに

第1章 運転開始以来、事故続発の志賀原発

—あわやシビアアクシデント直前まで—

1-1 営業運転1年後から志賀1号機の心臓部（再循環ポンプ）で事故頻発／1-2 臨界事故を隠して2号機建設を強行／1-3 志賀1号機で続発する制御棒誤動作事故／1-4 事故分析が明らかにしたこと／1-5 度重なる事故—福島原発事故につながる道

第2章 志賀原発の耐震安全性と活断層の問題

2-1 原発周辺の活断層はどうなっているか／2-2 原発の耐震安全性問題／2-3 兵庫県南部地震（阪神大震災）と耐震設計審査指針／2-4 能登半島地震と中越沖地震の二つの地震で旧「指針」は破綻／2-5 原発の安全性問題での石川県・北陸電力とのたたかい／2-6 住民運動と科学者の共同で富来川南岸断層を調査

第3章 まともな原子力防災計画もないまま運転開始

3-1 シビアアクシデントを想定しない原子力防災計画は「絵に描いた餅」／3-2 原子力防災訓練の監視行動が明らかにした問題点／3-3 住民運動の指摘を実証した福島原発事故／3-4 福島第一原発をふまえた「防災対策を重点的に充実すべき地域」の見直し

第4章 どのように能登に原発がつくられたのか

—原発に依存しない道—

4-1 強引なやり方で志賀原発を建設／4-2 原発依存と地域崩壊／4-3 つくられた能登と加賀の格差／4-4 珠洲原発計画「白紙撤回」の意味するもの／4-5 能登再興の道はどこにあるのか

第5章 原発事故後、福島県での現地調査にとりくんで

5-1 事故から1年1カ月の福島を訪ねて／5-2 福島県での空間線量率の測定／5-3 福島県の被害の状況と今後の課題／5-4 原発労働者の状況、東電・自治体などの動き／5-5 漁業被害の状況—豊かな海が死んでしまった／5-6 福島を再訪して

第6章 原発のない日本へ—私の歩みをふりかえりつつ

6-1 大阪万博と原発—澄んだ海とアメフラシ／6-2 大学から大学院時代—放射性同位体を使った研究、日本科学者会議「4総学」での出会い／6-3 住民運動に参加—いかに小さな事故も見逃さない／6-4 原発の持つ危険を歴史の中からつかむ／6-5 原発ゼロを実現するために、どんなことが必要か／6-6 原発のない日本へ向かって—国のあり方が問われる課題

あとがき

株式会社 東洋書店

☎162-0805 東京都新宿区矢来町97 TEL03-3269-2961 FAX03-3269-2110

URL: <http://www.toyoshoten.co.jp/>

＝福井支部総会決議＝

原子力規制委員会による敦賀 2 号機直下の活断層断定と「もんじゅ」運転再開準備停止命令を踏まえて、両機を直ちに廃炉とすべきであることを訴える

原子力規制委員会の断層にかかわる地質学の専門家を含む有識者会合は、5 月 15 日に日本原電敦賀原発 2 号機（以下、「敦 2」）の原子炉直下の D-1 断層が活断層であると断定する報告書をまとめた。また、同日、同規制委員会は原子力研究開発機構（以下、原研機構）に対して高速増殖炉「もんじゅ」の運転再開準備を中止させる命令を出す方針を決めた。前者の「敦 2」の活断層断定も、後者の「もんじゅ」の運転再開準備停止命令も、現時点では手続的に最終決定ではないが、我々日本科学者会議福井支部は、規制委員会の判断を踏まえて、「敦 2」も「もんじゅ」も、他の原発に先んじて、直ちに廃炉とし、住民の安全を守るべきであると訴える。

まず、「敦 2 の活断層断定」について、近々に規制委員会の最終決定がなされるとともに、「原子炉の直下にある活断層はその近くにある浦底断層とは連動する可能性がある」と認められれば、「敦 2」はもはや活断層の上に原子炉を設置できないという基準をクリアできず、「敦 2」の再稼働は許されず、廃炉へと向かわなければならないことになる。

一方、日本原電は、規制委員会の断定に対して「D-1 断層は活断層でない」と反論しているが、相変わらず住民の安全よりも再稼働による経済性を優先する企業方針を貫こうとしている。また、福井県の西川一誠知事と河瀬一治敦賀市長らは、規制委員会の「活断層断定」に対して、「科学的でない」「公平・公正でない」「委員の構成が偏っている」「情緒的だ」などという、まさに非科学的、情緒的なコメントを発表して

いる。その言い分には、行政に支配されないという性格を有する規制委員会の、「活断層断定」を覆すだけの科学性も論理性もなく、とりわけ福島原発災害の教訓を学びとる意思すらないものと見うけられる。

今では周知のことであるが、福島原発事故の発生の前に東京電力（以下、東電）に対して、東京大学や産業技術総合研究所の研究者および東京電力社内の技術者などから巨大地震や大津波に備えるように提言があったにもかかわらず、東電は巨額の出費を恐れて提言を無視し防備を怠った。その結果、住民を苦難の極みに陥れてしまった。日本原電は、福島教訓を踏まえて、活断層対策をとり「敦 2」の廃炉へと進むべきではないか。

つぎに「もんじゅ」の運転再開準備停止命令は、原研機構が規制委員会から再三にわたって機器点検を指示されていたにもかかわらず、それを軽視・無視し続けてきた結果、とうとう実施しなかった点検数が約 1 万点近くに達したことによる。

高速増殖炉「もんじゅ」では、冷却材にナトリウムを用い高速中性子をとばして、プルトニウムを含む高濃縮 MOX 燃料を燃やすため、軽水炉に比べて核反応制御と原子炉冷却制御がはるかに困難である。特に過酷事故時の危険性は極めて高いことが懸念されている。

科学技術発達史の中には長期間「夢」を追いつけてきたながら、ついに実用化されず失敗に終わったエネルギープラントはいくつもある。「もんじゅ」は、核燃料の増殖という「夢」を追ってきたが、研究開発に長期間を要し、膨大な経

費を使ったにもかかわらず、未だに完成の見込みが立たない以上、今や失敗プラントの一つに入ったとみるべきであろう。

安倍政権は、2011 年の 3・11 福島原発事故の収束を見ないまま、電力事業者・原子力産業界の「原子カムラ」（産官学連携の利益共同体）と一体となって、経済政策優先のため原発の再稼働を進めると言っている。その論拠として、福島原発災害発生後彼らが持ち出してきたのが「原子力安全文化」（以下、安全文化）に他ならない。彼らは今や「安全文化」が劣化したと言い、最近では講習会を開くなどして「安全文化」の醸成の取り組み強化をはかるべきだと電力事業者に要請しているが、それは見過ごすことの出来ない危険な論法である。

「安全文化」は、チェルノブイリ原発災害の後、IAEA（国際原子力機構）が原発推進のための国際的方策として 1991 年に提唱したもので、その定義は「安全文化とは、原子力施設の安全性が何ものにも勝る優先度をもち、その重要度を組織および個人がしっかりと認識し、それを起点として思考、行動を組織と個人が恒常的にしかも自然にとることのできる行動様式の体系である」とされる。ここで「何ものにも勝る」と言われているが、実際には、福島原発災害の以前においてもそれ以降においても、安全性よりも経済性（企業利益）が優先されてきたので、定義には反している。また、「その重要度を組織および個人がしっかりと認識し」と言われているが、ここの組織および個人は、いわゆる安全神話を作り上げてきた原発推進者・御用学者たちや現在の原発推進者たち（原子カムラの住人たち）を指すと考えられる。原研機構を含む原子カムラの人材は個々人でみれば優秀であるかもしれないが、それ故にムラの組織体は人間関係資本（社会の信頼関係、規範、ネットワークといった社会組織の重要性を説く概念）を軽

視・無視がちで、巨大なシステムにおいて現場と管理者の間で十分なコミュニケーションができないという本質的な欠陥を内包している。したがって、「安全文化」はこのような欠陥を克服しがたいのである。いみじくも「国会事故調」は福島原発事故の原因が人災であるとしているが、彼ら原子カムラ・組織体の責任を追求したものと理解されるであろう。原子力規制委員会までが「安全文化」を持ち出しているようでは、再稼働判断の瀬戸際で安全性よりも経済性を優先し、今や「安全文化」が第二の安全神話と化す恐れさえある。

我々の意に反して、原発推進者の中で従来の安全神話が生き続けている今、さらに「安全文化」が強化されることは阻止しなければならない。そのような安全神話の中では、我々は子々孫々にまで原発災害から免れて安全な暮らしを守ることとはできないと考える。「敦 2」と「もんじゅ」を直ちに廃炉にすべきであると訴える。

2013 年 5 月 18 日

日本科学者会議福井支部第 42 回定期大会（総会）

憲法 9 条が危ない！ — 壊憲にどう立ち向かうか —

北 出 芳 久 (福井県 AALA 理事)

はじめに

私は法律に詳しいわけでも、憲法の専門家でもない。しかし、憲法 9 条が危機にさらされている今、どうしても書かなければならないという気持ちで、この稿をおこしている。

天皇制政府が起こしたアジア・太平洋戦争は、死者だけでもこの地域の人々 2000 万人以上、日本人 310 万人以上という未曾有の惨禍をもたらした。日本国憲法とりわけ 9 条は、このような悲惨な戦争を二度と再び繰り返すまいとの決意のもとにつくられた。今、一部の改憲勢力がこの決意を投げ捨てて、わが国を再び戦争する国につくり変えようとしている。

敗戦を小学校 4 年生で迎えた私は、戦時中、食うものも食えない毎日なのに、軍国主義教育をまともに受けて「鬼畜米英」をやっつけ「天皇陛下の御為に」命を捨てる覚悟をした軍国少年であった。それが、戦後になって先生の指示で教科書を墨で塗りつぶすうちに、これまで教えられたことがみな嘘八百だったことを知った。やがて、1948 (昭和 23) 年中学 1 年生になった私は、文部省著作「あたらしい憲法のはなし」を習い、日本を二度と戦争を起こさない国にしようと心に固く誓うまでになっていた。

1955 (昭和 30) 年大学に入学した年、第 1 回原水爆禁止世界大会が広島で開催され、私は躊躇なくこれに参加した。この世界大会への参加は、その後今日まで私の人生を決定づけるものとなった。

1959 (昭和 34) 年 4 月、私は京都から福井県にやって来て、高校の社会科教員になった。

教員 2 年目、歴史的な 60 年安保闘争を職場役員としてたまたった。その後、私は生徒と教職員の間を往復しながら、学校では憲法に基づく教育を、教職員の間では憲法を指針にした教職員組合運動をしてきたつもりである。また教員退職後も、県労働組合総連合役員および一市民として憲法とりわけ 9 条と 25 条を片手に社会的活動を行ってきた。

本稿は、少年期に戦中・戦後を体験し、青年期には平和運動に携わり、教員時代と退職後には憲法を指針にした教育と社会的活動を行ってきた立場から、9 条の危機をどう捉え、どう立ち向かっていったらよいかを考察したものである。

なお、自民党をはじめ今日の改憲派は、憲法を全面的に、すなわち国のあり方をすべての面で根本から変えようとしているが、ここでは、9 条と平和に関することのみ取り上げることにした。

Ⅰ. 平和憲法が最大の危機に

1. 12.16 総選挙の結果

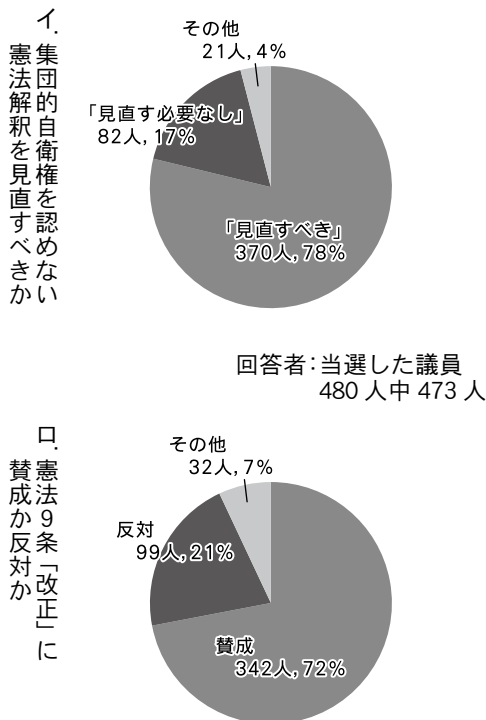
アジア・太平洋戦争の敗戦後日本国民を導いてきた日本国憲法が、制定以来最大の危機に直面している。

この危機は、昨年 12 月 16 日の総選挙の結果とその後の第 2 次安倍内閣誕生によって一挙に表面化した。

総選挙の直後、毎日新聞が当選した全議員を対象に行ったアンケートによると、集团的自衛権を認めない憲法解釈を「見直すべき」とした

議員が 78%と、「見直す必要なし」17%の 4.5 倍以上を占めている。また、憲法 9 条の「改正」に「賛成」の議員は 72%で、「反対」の 21%を大きく上回っている。

[2012.12.18 付毎日新聞アンケート結果]



これは、衆議院だけについていえば、集団的自衛権行使を認め、9 条「改正」に賛成する議員が、憲法 96 条の憲法「改正」発議要件である 2/3 を上回り、憲法「改正」が発議できることになる。このような事態は、参議院が発議要件を満たしていないとはいえ、憲法制定以来初めての容易ならざる出来事である。

2. 第 2 次安倍内閣と憲法審査会再始動

12.16 総選挙で、民意はどうであれ自民党は圧勝し、12 月 26 日第 2 次安倍自公内閣を成立させた。

自民党は総選挙直前、「自民党選挙公約 2012 年」を発表した。その内、憲法 9 条に関わる部分を抜き出すと、次のようになる。

- ・「安全保障、政治、経済はもちろん、防災、医療・保険、・・・幅広い分野において、協調と協力を進め、日米同盟の一層の深化を図ります。」
- ・「米国の新国防戦略に対応し、抑止力を高めるため、日米防衛協力ガイドラインを見直します。」
- ・「わが国の安全を守る必要最小限度の自衛権行使（集団的自衛権を含む）を明確化し、…『国家安全保障基本法』を制定します。」
- ・「（憲法改正草案を提唱）安全保障の章では、自衛権を明定し、国防軍の設置を規定し…ました。」「改正の章では、憲法改正の発議要件について、これまで、両院で 3 分の 2 以上の賛成を必要とされていたものを、過半数と改め、緩和しています。」
- ・「わが党は、『憲法改正原案』の国会提出と憲法改正を目指し、国民の理解を得つつ、積極的に取り組んでいきます。」

多くの国民は、自民党がこのような 9 条改定に関わる選挙公約を出していたことに気がついていなかった。マスコミも、「国民は自民党の政策を検討して賛同したというよりは、民主党政権への失望から自民党に投票した」と見ている（12.12.19 朝日）。安倍自民党総裁自身も選挙直後、「（自民党の勝利は）自民党の政策が受け入れられたからとは思わない」（12.12.17 各紙）と語っていた。

しかし、彼は選挙「勝利」後間髪を入れず「その点（憲法 96 条改正）については、日本維新の会とみんなの党も基本的に一致できるのではないか」（12.12.17 自民 HP 記者会見）と、憲法改定を 96 条から始めるよう維新の会、みんなの党に呼びかけている。

安倍氏はさらに、首相に就任するやいなや憲

法改定を加速させる発言を繰り返してきた。2 月 15 日自民党憲法改正推進本部で「国防軍への見直しと 96 条緩和を最優先に」と挨拶し(2/15 毎日)、同 18 日にはインドネシア大統領との会談でわざわざ「憲法改正を目指す」(2/20 朝日)と表明し、同 22 日の日米首脳会談では「強い日本を取り戻す」「自衛隊の活動範囲を緩和する」(2/23 ウォール・ストリート・ジャーナル)、3 月 9 日 BS 朝日番組で「集団安全保障参加の道残し、責任を果たす」(3/10 朝日デジタル)と、繰り返し改憲への意欲を示している。

これに呼応するかのように、維新の会の橋下徹共同代表は 3 月 30 日同会大会後の記者会見で「憲法改正を目指す勢力で 3 分の 2 以上の議席を確保することが参院選勝利の目標になる」(3/31 毎日新聞)と語っている。

安倍自民党と改憲派が 12・16 総選挙後の新しい情勢の下、参院選後改憲の一点で手を組んで日本を根本から変えようとしていることが読み取れる。

一方、総選挙後の国会では、総選挙での自民「圧勝」と改憲の旗頭・安倍首相誕生を受けて、憲法審査会が再始動した。

もともと憲法審査会は、2007 年までは存在しなかった。憲法審査会は、この年、憲法改定に執念を燃やす第 1 次安倍内閣が国民投票法を成立させたのを受けて、衆参両院に設置されたものである。安倍首相退陣のあとは、審査会規定の制定も遅れ、実際に始動したのは 2011 年 10 月のことであった。その後の審査会の動きは遅々としていたが、安倍首相再登場によって活発に動き始めたものである。

今年 3 月 13 日参院審査会が「二院制のありかた」について審議に入った翌 14 日、衆院審査会では自民党の憲法改正草案に沿った討論が

行われている。

すなわち、自民党、日本維新の会、みんなの党の三党の委員は、第 1 章天皇の箇所「天皇元首の立憲君主国に改正せよ」、第 2 章(第 9 条)戦争の放棄では「集団的自衛権行使可を憲法に明記すべき」と、こぞって主張している。

このように、国会の場で、改憲派が一致して 9 条改定はじめ憲法改定を公然と主張する異常な事態が始まったのである。

II. 改憲派は 9 条をどのように改定しようとしているか

1. 解釈改憲—集団的自衛権の行使を可能に

自民党をはじめ改憲派がさしあたってやろうとしているのは、憲法 9 条の解釈を変えることによって、米国が行う戦争に日本も参加して戦争できる国にしようとするのである。

集団的自衛権とは、国連憲章 51 条の「個別の又は集団的自衛の固有の権利」という規定に基づいた言葉である。集団的自衛権の行使とは、自国が攻撃されていなくても、密接に関係する国が攻撃された時、一緒に武力攻撃することをする。日本と米国の関係でいうと、米国が戦争をしている時、日米軍事同盟に基づいて米国の戦争に日本も参戦することを意味するわけである。

国連では、このように集団的自衛権の行使を制限付きだが認めている。しかし、わが国は憲法 9 条で、戦争と武力による威嚇、武力の行使を放棄している。したがって、歴代政府はこれまで、集団的自衛権の行使は憲法 9 条に照らして許されないとの解釈を守ってきた。政府解釈の一例をあげると、

「憲法 9 条の下で許される自衛権の行使は、わが国を防衛する必要最小限度にとどまるべきであり、集団的自衛権の行使は、その範囲を超

え、許されない。」(1996.2.27 衆院予算委員会での大森内閣法制局長官の答弁)

今自民党など改憲派は、長年守ってきたこの政府解釈が邪魔になってきたので、これを投げ捨てようというわけである。

もっとも、わが国の自衛隊はすでに海外出動を行っており、集団的自衛権の行使まであと一歩のところまでできているのが実態である。それは、わが国が日米安保条約に基づく日米軍事同盟を結んでいるため、米国が戦争を起こす度に米国の戦争に「参戦」することを求められ、自民党政府はその都度自衛隊を戦場に派遣してきたからである。

1997 年日米両国政府は新ガイドライン（日米防衛協力のための指針）に合意して、米国の地球規模の軍事行動に日本（自衛隊）が参加することを取り決めた。

この場合、自衛隊の海外出動は、日米安全保障条約第 5 条（日米共同作戦）を「日本の領域」から「地球上」に拡大して行われた。

※日米安保条約

第 5 条 各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続きに従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

自民党政府は、新ガイドラインを受けて、1999 年周辺事態法、2001 年テロ対策特措法、03 年イラク特措法、09 年海賊対処法など国内法を「整備」して、遠くアフガニスタン、イラク、ソマリア沖などへ自衛隊を派遣してきた。米国が戦っている戦場に派遣された自衛隊は、米兵や物資・武器弾薬を輸送したり、米軍への給油などを行ってきたが（これ自体 9 条が否認する戦闘行為であるが）、公然と武力行使すること

はできなかった。上記の国内法で、「(火器の使用)は武力の行使にあたるものであってはならない」と、憲法 9 条に抵触しないようにとの制約がかけられていたからである。

以上から、集団的自衛権の行使容認は、9 条の制約をとっぱらって、米国の行う地球規模の戦争に自衛隊が海外出動するだけでなく、武力行使できるようにすること、つまり米国と一緒に戦うことができるように、というわけである。

2. 明文改憲－自民党憲法改正草案 (2012.4)

自民党の最終的な狙いは、憲法 9 条の条文そのものを改めて、日本をだれはばかることなく戦争できる国にすることである。

自民党改正草案は、天皇元首化、国旗・国歌の義務付け、権利の制限、憲法の性格など、他にも大問題を含んでいるが、ここでは 9 条に限って見ていくことにする。

以下は、自民党の憲法改正草案と日本国憲法を列挙したものである（自民党草案は第 9 条と第 9 条の二の 1, 3 項）。

自民党草案

第 9 条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。
2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。

第 9 条の二 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

3 国防軍は、・・国際的に協調して行われる活動・・を行うことができる。

日本国憲法

第 9 条 日本国民は、正義と秩序を基調とする

国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

まず、現行憲法の第9条について考えると、1項で戦争・武力による威嚇・武力行使をすべて永久に放棄するとしている。そしてこれを実現するには、2項の戦力不保持、交戦権否認が不可欠だと規定したものである。つまり、2項がなければ、1項のいわゆる戦争放棄は絵に描いた餅になってしまう恐れがある、という構造になっている。

それでは、自民党草案ではどうか。

第一に、自民党草案第9条の2項は、現行憲法の保証規定である2項の戦力不保持・交戦権否認規定を全文削除して、代わりに「自衛権（個別的・集団的自衛権）の発動を妨げるものではない」を挿入して、戦争・武力による威嚇・武力行使ができるようにした。武力行使可の保証付きの1項「戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は…用いない」の文言はもはや何の意味ももたない。しかも、「戦争を放棄」と「武力による威嚇及び武力の行使は…用いない」と用語を区別して、後者を軽く取り扱うことにより、武力行使・威嚇は簡単にできるようにしてある。

このように、自民党草案は、戦争放棄という輝かしい日本国憲法第9条の規定を、換骨奪胎してしまったのである。

第二に、自民党草案は第9条の二を設けて、「国防軍」という名の軍隊を持つと宣言し、「国防軍は・・・国際的に協調して行われる活動・・・を行うことができる」と、国防軍の集団的自衛

権行使や国連軍への参加を公然と謳っている。

こうして、自民党草案の第9条関係部分は、日本国憲法の平和主義を完全に投げ捨てて、わが国を軍隊という戦力を持ち、海外で戦争する国に変えてしまう条文になっている。

3. 憲法 96 条の改定－ハードルを2段下げる

9条そのものを改定する前に、憲法をより簡単に改定しやすくするため、自民党、維新の会、みんなの党が今国会中にも提案・審議しようとしているのが、この96条の改定である。これが先ずは9条改定を狙っていることを頭に置いて、自民党草案を日本国憲法と較べてみよう。

自民党草案

第百条 この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の発議により、両議院のそれぞれの総議員の過半数の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を得なければならない。この承認には、法律の定めるところにより行われる国民の投票において有効投票の過半数の賛成を必要とする。

日本国憲法

第九十六条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

現在の憲法では、憲法は国民の自由や人権を守る最高法規であり、簡単に変えてはならないものだという立場から、国会発議には衆参両院の2/3以上の賛成が必要であり、承認には国民投票の1/2以上の賛成が必要としている。

ところが、自民党草案は、まず発議の要件を

衆参両院議員の 1/2 以上の賛成に切り下げて
発議しやすくする（ハードルの 1 段下げ）。そ
の上で、国民投票による承認も、有権者総数や
投票総数でなく有効投票総数の 1/2 以上に切
り下げる（ハードルの 2 段下げ）としている。
しかも、有効投票総数というのは、国民投票法
第 98 条によれば、有効な賛成票と反対票を足
したものとされている。つまり、自民党草案は
国会の多数を占めた勢力がいつでも簡単に憲法
を変えることを狙ったものである。

しかし、アメリカ独立宣言、フランス人権宣
言以来近代以降の常識として、人間は生まれな
がらにして自由と人権を持っており、それを守
るために政府を組織する。国民はこの権力を縛
るために憲法をもつとされてきた（立憲主義）。
日本国憲法もこの考え方を受け継ぎ、憲法 99
条には「天皇、摂政、国務大臣、国会議員、裁
判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護
する義務を負ふ。」とあって、政府や国会が簡
単に憲法を変えることを許していない。憲法は、
国民が権力を縛って国民の人権を脅かさないよ
うにするためのものだから、その改定には厳格
な手続きが必要とされているのである。だから
こそ、諸外国の憲法改定手続きも、以下のよう
に十分な多数の賛成が必要と厳格に規定されて
いるのである。

- ・ ド イ ツ：連邦議会の 3 分の 2 以上の賛成＋
連邦参議院の 3 分の 2 以上の賛成
- ・ フランス：各院の過半数の賛成＋両院合同会
議で 5 分の 3 以上の賛成（他に国民
投票を経る手続きも）
- ・ イタリア：各院の過半数の賛成＋3 ヶ月以上
の経過後に各院の 3 分の 2 以上の
賛成（他に国民投票を経る手続き
も）
- ・ 米 国：各院の 3 分の 2 以上の賛成＋4 分

の 3 以上の州議会で承認

- ・ 韓 国：国会の 3 分の 2 以上の賛成＋国民
投票

自民党をはじめとする改憲派は、憲法 96 条
のハードル切り下げを 7 月の参議院選挙の争点
にすると言い出した。

しかも、4 月 13 日の石破茂自民党幹事長の
発言を載せた産経新聞は、「（石破氏は）96 条
改正は、将来的な 9 条改正を念頭に置いたもの
であるとの認識を表明した。その上で、96 条
改正の是非を問う国民投票が行われる場合につ
いて『国民は（9 条改正を）念頭に置いて投票
していただきたい。』…」と書いている。（4/
14 産経新聞）

今大切なことは、国民多数が 96 条改定の本
質を見極めるとともに、これが 9 条改定を狙っ
たものだということを見抜くことである。

Ⅲ． 9 条改憲の背景 1－米国の圧力

9 条改憲は、解釈改憲か明文改憲かを問わず、
国民が改定を要求したものではない。第一義的
には米国の要求に従い、その圧力のもとに迫ら
れてきたものである。日米首脳会談や日米安全
保障協議委員会（「2＋2」）や日米防衛協力小
委員会が行われるたびに、米国側は日本に対し
て改憲要求を突きつけてきた。

ここでは、米国の対日要求の基本となる政策
提言をしてきた「アーミテージ・ナイ提言」に
沿って対日改憲要求を見てみよう。リチャード・
アーミテージは、共和党・レーガン政権の国防
次官補、ブッシュ政権の国務副長官を務めた人
物。ジョセフ・ナイは、民主党・カーター政権
の国務次官補、クリントン政権の国防次官補を
務めた。二人とも、知日派と呼ばれ、一貫して
日米同盟を重視してきた。この二人が共和、民

主と政党は異なるにもかかわらず、共同で提言をしているところに、民主、共和いずれの政権であっても、米国の一貫した対日要求を見て取ることができる。それは、日米軍事同盟に基づき米国の戦争と一緒に戦える日本にする、そのため憲法をも改定せよという要求である。

1. アーミテージ・ナイ第 1 次提言 (2000 年)

この第 1 次提言は、米国の地球規模の軍事行動への日本の参加を取り決めた 1997 年の新ガイドラインを受けてこう言っている。

「日本の集団的自衛権禁止は、同盟間協力を制約している。この制約を取り払うことは、より緊密で効果的な安全保障協力を可能にする。」

この提言を受けた日本政府は、すでに見たように集団的自衛権行使には踏み切らなかったものの、米国の地球規模の軍事行動に協力してアフガン戦争、イラク戦争、ソマリア沖に自衛隊を派遣して米国の要請に応えた。

2. アーミテージ・ナイ第 2 次提言 (2007 年)

第 2 次提言は、自民党が 2005 年に改憲草案を出したのを踏まえて、「憲法について現在日本で行われている議論は、地域及び地球規模の安全保障問題への日本の関心の増大を反映するものであり、心強い動きである。… (米国は) より大きな自由を持った同盟パートナーを歓迎するだろう」と、自民党による改憲への動きを歓迎し激励した。

その一方で、自民党政府が国連安保理常任理事国入りを熱望しているのを利用して、「国連安保理常任理事国となれば、日本は時には武力行使を含む決定を他国に順守させるという意味決定機関に加わることになる。(憲法上の制約は) 日本が常任理事国となろうとする際に対処すべき問題である」と、常任理事国に入りたいのなら憲法を変えておくよう迫っているのだ

る。

3. アーミテージ・ナイ第 3 次提言 (2010 年)

2010 年の第 3 次提言では、次のような文言を見ることができる。

「政策の変更は、…軍事的により積極的な日本を、もしくは平和憲法の改正を求めるべきである。集団的自衛の禁止は米日同盟の障害である。」

第 1, 2 次提言では「集団的自衛権の禁止は同盟間協力を制約」と言っていたのが、第 3 次提言では「米日同盟の障害」とまで言っている。また、憲法改定についても第 2 次提言では、「憲法について (の) 議論は、…心強い動き」と、歓迎・激励に留まっていたのが、第 3 次提言では「平和憲法の改正を求めるべき」と憲法改定を露骨に促す提言になっている。

ここには、米国の世界戦略の変化 (アジア重視) に呼応した日米同盟強化のため、9 条改憲を日本に押し付ける米国の姿勢を見ることができる。

いずれにしても、9 条改憲が米国の強い要請に基づいて、それも日米安保条約に基づく日米軍事同盟上の必要から出てきていることは明らかである。

IV. 9 条改憲の背景 2 – ここまできた日米軍事同盟の侵略的強化

米国の世界戦略の変化とそれに伴う対日要求のエスカレートに、わが国の改憲派為政者たちが応え続けたことにより、日米安保条約に基づく日米軍事同盟はとてつもない「進化」を遂げてきた。ここでは、日米軍事同盟の侵略的強化が 9 条改定寸前までできていることを、最近の米軍の変化とそれに応えた日本の軍事体制の変化の二つの具体例から見ていこう。

1. オスプレイ配備－「殴り込み」能力の強化

昨年垂直離着陸輸送機MV22 オスプレイが沖縄に配備されると発表されると、沖縄県民は配備に反対して過去最大の 10 万人集会で応えた。また、沖縄の全自治体首長も反対を表明した。一時陸揚げが岩国基地に決まると、岩国市長、広島市長が直ちに反対を表明、市民による反対運動は全国に広がり、基地問題では近年最大の反対運動となった。しかし、米国はこれを押し切ってオスプレイ配備を強行。当時の民主党政府は何一つ抗議もせず受け入れた。

オスプレイは当初から欠陥機、事故多発機と騒がれ、低空飛行訓練時や離発着時の事故・騒音から日本国民をどう守るかが問題とされていた。私たちは、それとともに、欠陥機と言われながらもなぜ日本に配備されたかを考えてみなければならない。

下表は、MV22 オスプレイとこれまで使用されてきたCH46 の基本性能を比較したものである。最大速度、行動半径、輸送兵員数、貨物搭載量のいずれをとってもMV22 がCH46

の2～4 倍の性能を持っていることがわかる。とくに、航続距離、行動半径は4 倍以上になり、沖縄から飛び立って朝鮮半島と中國大陸の一部に達する能力を持っている。しかも、超低空飛行と短時間離発着の能力では群を抜いている。

このような性能をもったオスプレイが輸送する兵員とはなにかというと、海兵隊なのである。

海兵隊は通常「殴りこみ」部隊といわれるように、イラクでもアフガンでもそうだったが、最初に相手国の奥深く侵入して攻撃を仕掛ける部隊である。下表は、米本土を除く海兵隊員数一覧である。米本土を除く世界の海兵隊員のほとんどが日本（それも沖縄）に、集中して駐留していることが分かる。

こうして、沖縄にはもともと世界一の「殴りこみ」能力を持つ米軍が駐留していた上にオスプレイが配備されて、いわば世界一の「侵略力」を持つ米軍が駐留していることになる。

これが、日米軍事同盟下の米国側の変化であり、この変化が日本に対してさらなる軍事的協力を求めることになり、憲法改定への圧力に

MV22オスプレイとCH46の基本性能の比較

	MV22		CH46
最大速力	約520km/h	約2倍	約270km/h
巡航速力	約490km/h		約220km/h
航続距離	約3900km		約700km
行動半径	約600km (兵員24人搭乗時)		約140km (兵員12人搭乗時)
輸送兵員数	24人	約4倍	12人
搭乗員数	3～4人		3～5人
貨物(内部)	約9100kg		約2300kg
貨物(外部)	約5700kg	約3倍	約2300kg
回転翼直径	約11.6m		約15.5m
最大飛行高度	約7500m		約3000m
自重	約1万6000kg		約7700kg

2012.7.14 毎日新聞

米海兵隊員の海外駐留数上位10位

2009.12.31現在

① 日本	17,009	87.6%
② フィリピン	429	
③ ドイツ	333	
④ キューバ (グアンタナモ基地)	129	
⑤ スペイン	93	
⑥ イギリス	89	
⑦ ジブチ	84	
⑧ パーレーン	64	
⑨ イタリア	54	
⑩ 中国(香港含む)	44	
総数(駐留国が明白なもの)	19,417	100%
駐留国が不明なもの	16,413	
海上配置	3,745	

(注)イラク、アフガニスタン、韓国はすべての部隊がゼロになっている。

※米国防総省ホームページから

なっている。

2. 日米「動的防衛協力」の具体化

平和憲法の「改正」を露骨に要求するに至ったアーミテージ・ナイ第3次提言（2012 年）は、日米軍事同盟の事実上の強化のためにも重要な提言を行ない、日本政府はその実践のために力を入れてきた。それが日米「動的防衛協力」の具体化である。

アーミテージ・ナイ第3次提言は日米「動的防衛協力」について、「米陸軍と海兵隊は、陸上自衛隊との相互運用性を高め、水陸両用作戦などで機敏で、展開しやすい軍体制の方向に発展していくべきである。」と提言した上、具体的に「米日はグアムと北マリアナ諸島の新訓練領域を十分に活用すべきである」と要請している。

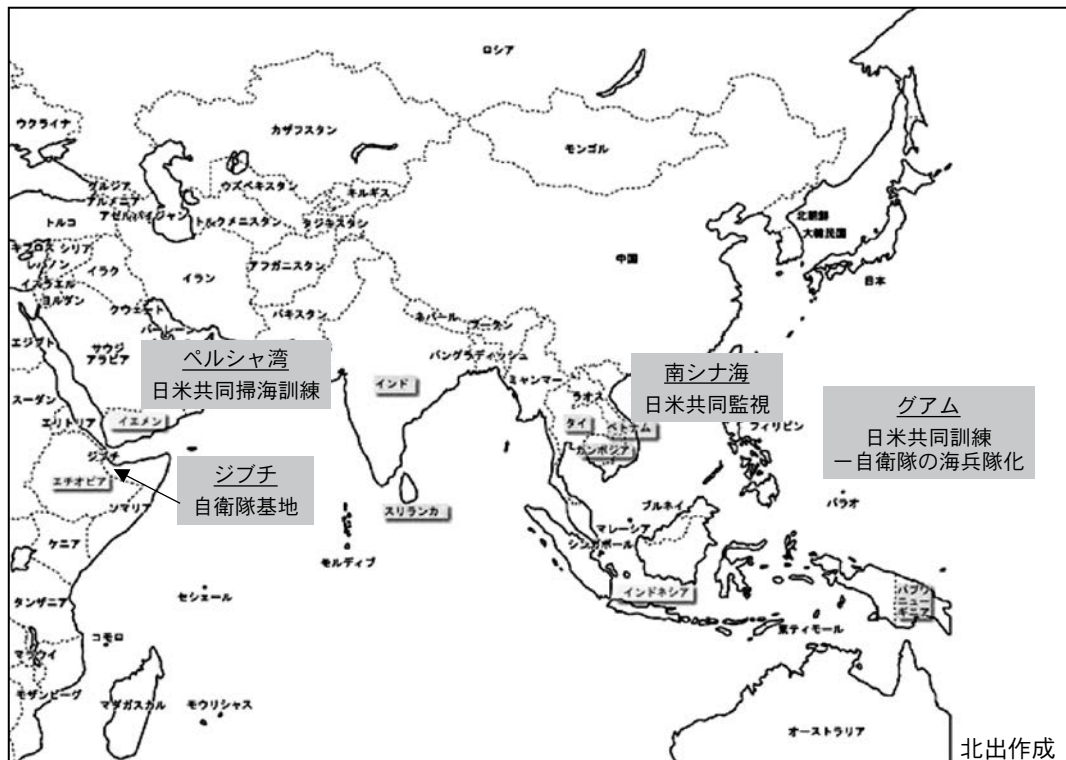
これに応じて、提言の1ヵ月後には陸上自衛隊が米海兵隊とグアム・テニアンで共同訓練を

実施し、12月にはオスプレイ3機がグアムに派遣され、自衛隊の海兵隊化が図られている。

また、第3次提言が「同盟共同防衛の潜在力が増した二つの地域は、ペルシャ湾での掃海作業と南シナ海での共同監視である」と要請したのに対して、日本政府はこれに積極的に応えてきた。

提言に先立つ2009年、政府はソマリア沖に海賊「退治」を名目に自衛隊を派遣していた。この自衛隊派遣を恒常化するために、2011年野田政府はジブチに海上自衛隊航空隊の拠点基地を建設した。わが国は平和憲法の下にあるにもかかわらず、初めて海外に軍事基地を持つことになったのである（付け加えると、この時ジブチとの間で交わされた交換公文は、江戸時代さながらの治外法権を認めた不平等な地位協定であった）。

この基地を拠点に、2012年、わが国はペル



シャ湾での最大規模の掃海訓練に掃海母艦と掃海艦を派遣した。

以上の日米「動的防衛協力」の具体化を示したものが、前頁の地図である。これが憲法 9 条下の日本の姿かとわが目を疑うほどである。文字どおり、米国の地球規模の行動に合わせて、自衛隊が地球規模の行動をとっている。この実態は、わが国の憲法態勢が 9 条改定まであと一歩の危ういところまでできていることを示している。

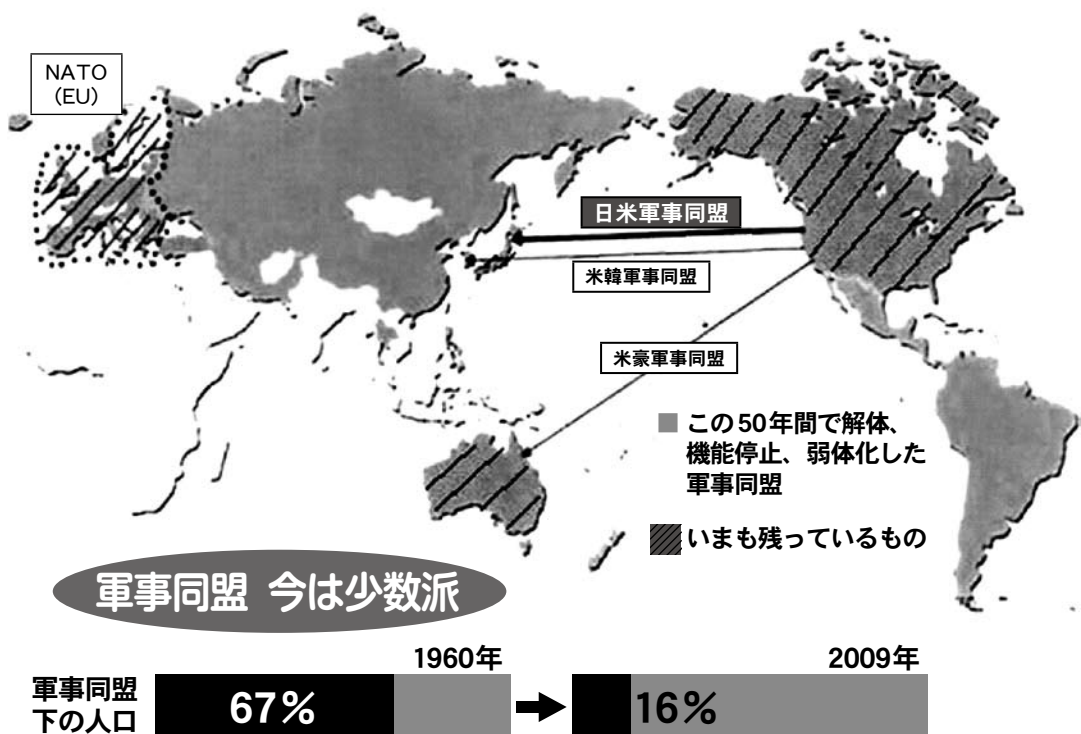
V. もう一つの世界－非同盟こそ平和を創る世界の主流

大国が軍事力を背景に他の国と軍事同盟を結んで世界を支配しようと、紛争や戦争を繰り返

している間に、世界は大きく変わった。20 世紀後半から 21 世紀にかけて、非同盟諸国の台頭は、紛争ではなく話し合いが、戦争ではなく平和が本流となる世界を創り出していった。このような世界の発見は、まずこの世界をありのままに見ることから始まる。

下の図は 1960 年と 2009 年の軍事同盟、非同盟下の地域と人口比較を示したものである。日米安保条約が改訂された 1960 年には世界の 67%、約 2/3 の人々は軍事同盟につながっていた。それが、約半世紀後の 2009 年には軍事同盟下の人口はたったの 16% に激減している。世界の 84% もの圧倒的多数の人々は、すでに非同盟の下で暮らしているのである。

しかも、現存する軍事同盟の内、EU と重なり合う欧州の NATO が最近では米国との歩調も乱れがちで、本格的に機能しているのは実質



大阪 AALA の HP から作成

日米、米韓、米豪軍事同盟のみとなっている。軍事同盟の解体と非同盟による平和の諸地域の創設が世界の主流になっていることは明らかである。

1. 非同盟が軍事同盟を解体、地域の平和共同体をつくる

この半世紀、軍事同盟を結んでいる諸国が武力による威嚇、武力行使、戦争を行なっている間にも、非同盟諸国は世界の平和に積極的な貢献してきたのである。

非同盟諸国の素晴らしいのは、自ら地域の軍事同盟を解体した後、代わって地域の平和共同体をつくってきたことである。この地域内の国家と国家の間では、いまや紛争は起こっても問題を話し合いで平和的に解決していく手立てがつくられている。

各地域ごとに、その動きをまとめると、

- a) 東南アジア地域：1967 年インドネシア、タイなど 5 カ国が東南アジア諸国連合（ASEAN）を結成→1977 年軍事同盟の東南アジア条約機構（SEATO）を解体→1999 年 ASEAN は現在の 10 カ国体制に。
- b) 南アジア地域：1979 年軍事同盟の中央条約機構（CENTO）を解体したパキスタン、インドなど 8 カ国は南アジア地域協力連合（SAARC）を結成。
- c) ラテンアメリカ地域：2004 年メキシコが米州相互援助条約を脱退、同条約は機能停止→2011 年メキシコを含む 33 カ国が中南米カリブ諸国共同体を結成。
- d) アフリカ地域：軍事同盟に縛られていなかったアフリカ諸国 54 カ国は、2002 年アフリカ連合を結成。
- e) ロシア・中国・中央アジア地域：1991 年ワルシャワ条約機構（WTO）が解体した後、2001 年 5 カ国が上海協力機構を結成。

a～e の地域はユーラシア大陸の大部分、アフリカ大陸、中南米大陸の広大な地域を占めており、そこではすでに非同盟国を中心にした 110 カ国が地域内の国家間紛争を戦争にはしないと約束しあって、平和的に解決しているのである。

2. 非同盟が非核地帯をつくる

核兵器廃絶は人類の悲願である。にもかかわらず、核兵器所有国による抵抗がこの課題の進展を遅らせている。そんな中、非同盟国は非核地帯をつくって地域から核兵器のない世界をつくり出している。国連における軍縮会議や NP T 再検討会議でも、いまやイニシアティブを執るのは非同盟諸国である。

〔世界の非核地帯〕

- ・東南アジア非核地帯条約
- ・ラテンアメリカ非核化条約
- ・アフリカ非核化条約
- ・南太平洋非核地帯条約
- ・中央アジア非核地帯条約
- ・モンゴル一国非核地帯
- ・南極条約

3. 東南アジアは世界一の非同盟・平和の地域

地域の平和共同体の実像を ASEAN に見てみよう。世界に広がる非核・非同盟・平和の地域のうち、わが国のすぐ傍にある東南アジア諸国連合（ASEAN）は、その内容と広がりから世界で最も優れた平和共同体をつくっている。

ASEAN 10 カ国は、ベトナム戦争の痛苦を再び味わうことのないよう、異なる政治体制、文化、宗教等の多様性をお互いに認め合って平和の共同体をつくりあげた。彼らが加盟している東南アジア友好協力条約（TAC）は、バンドン会議以来掲げられた平等、主権、相互内政不干渉の他、平和的手段による紛争解決などの

TAC 締約国 54カ国, 47億人 (世界人口の 70%)



2009.7.23 しんぶん赤旗から

原則に基づき、永久の平和、永遠の友好、協力促進を目的にしている。今彼らは、経済的統合から 2015 年の政治的統合を目指して共同体の進化を図ろうとしている。ASEANは、TACを域外にも拡大し、ASEANの周りの東アジア首脳会議参加国（ASEAN+6）やTAC加入国（ASEAN+44）とともに平和共同体をつくろうとしている。現在、TAC締約国は、実に 54 カ国、45.5 億人、世界人口の 70%に達している。わが国も締約国の一員となり、憲法 9 条の精神も凝縮されており、その活用が全世界的に期待されるTACの目的（第 1 条）、基本的原則（第 2 条）は、次のようになっている。

TAC（東南アジア友好協力条約）

- 第 1 条 この条約は、締約国の国民の間の永久の平和、永遠の友好、協力を促進することを目的とする。
- 第 2 条 締約国の相互の関係は、次の基本原則によって行われる。
- (a) すべての国家の独立、主権、平等、領土保全及び主体性の相互尊重
 - (b) すべての国家が外部から干渉、転覆又は強制されずに存在する権利
 - (c) 相互内政不干涉
 - (d) 意見の相違又は紛争の平和的手段による解決
 - (e) 武力による威嚇又は武力の行使の放棄
 - (f) 締約国間の効果的協力

VI. 9 条活かしてアジアと世界の平和を

1. ‘9 条改憲は一路戦争国家へ’ の認識を

改憲派は、米国に言われたとおり集団的自衛権行使ができるよう憲法 9 条を変えて、日本をどこへ導こうとしているのだろうか？

以下は、これまでの集団的自衛権行使の主な事例を挙げたものである。

1956 年 ハンガリー動乱

ハンガリー政府の要請を口実に、ソ連が軍事介入

1965 ～ 75 年 ベトナム戦争

南ベトナム傀儡政権の要請に応えた米国の侵略戦争

1968 年 プラハの春

チェコスロバキア政府の要請を口実にソ連が介入。改革運動を鎮圧

1979 ～ 89 年 アフガニスタン侵攻

アフガニスタンの傀儡政権の要請を口実にソ連が軍事侵攻

1981 年 ニカラグア

ニカラグアのコントラ制圧のため米国が軍事介入

1990 ～ 91 年 イラクのクウェート侵攻

国連安保理決議を受け、米、欧、アラブ諸国が集団的自衛権行使を表明。米国などがイラク軍を攻撃

2001 年～ アフガニスタン・対テロ戦争

米国は個別的・集団的自衛権の行使、NATO 諸国は集団的自衛権の行使と主張

これらほとんどの事例から、集団的自衛権の行使とは、米国やソ連のような大国が他国を侵略する際に使った口実あるいは言い訳を指す

用語だということである。この中には、足掛け 11 年もの間戦火が絶えなかったベトナム戦争や、いまだに戦争が終わったかどうかわからないアフガニスタン戦争やテロの絶えないイラク戦争がある。

歴史が証明するところでは、集団的自衛権の行使は他国への侵略戦争を引き起こし、わが国を戦争する国にしてしまうものである。

9 条改憲が必ずもたらすこのような重大な結果を、多くの国民に知らせることが今最も大切である。

2. 日米安保条約を廃棄して軍事同盟からの離脱を

すでに見たように、わが国の自衛隊は憲法を改定せずして、米軍に追随して遠くインド洋やペルシャ湾、アフリカにまで部隊を派遣している。その上、自民党など改憲派は米国に言われるままに憲法 9 条の改定にまで踏み切ろうとしている（他にも TPP や原発などで米国に追随させられている）。

なぜこのような対米従属が起こるのだろうか。それは、わが国が日米安全保障条約に縛られ、米国との間に軍事同盟を結んでいるからである。

軍事同盟はもともと、仮想敵国に対して複数国が軍事的協力をするための同盟である。したがって、軍事同盟は対立、紛争、武力行使、侵略戦争の温床である。一方、憲法 9 条は、紛争・武力行使・戦争のない世界をつくる指針である。9 条と軍事同盟が両立し得ないことは明らかである。

2010 年 11 月 22 日、福井県 AALA のマレーシア訪問団がマハティール元首相と懇談した際、尖閣諸島問題解決のサジェスチョンを求めたのに対して、彼はマレーシアの経験を踏まえてこう言った。

「日米軍事同盟は中国（および北朝鮮）を敵

視している。日本が中国を敵視すれば、中国も日本を敵視する。敵視は敵視を生み、戦争に至らざるを得ない。戦争は破滅をもたらすだけで、なんの解決にもならない。国家間の紛争は、話し合いで解決すべきだ。」(『福井の科学者』116 号北出の論考参照)

9 条の本質は、マハティールの言う紛争の徹底した話し合いによる平和的解決を目指すものである。9 条がその持てる力を発揮するには、日米安保条約を廃棄してわが国が日米軍事同盟から離脱することが必要である。

日米軍事同盟から離脱したわが国は、世界の圧倒的多数派である非同盟国の一員として、正々堂々と憲法 9 条に基づく平和政策を推進することができるのである。

3. 9 条に基づく平和外交の実践

わが国は久しく‘外交のない国’‘外交ができない国’と言われてきた。拉致問題が起こると、北朝鮮には後ろを向いて太平洋を渡り米国と協議する。尖閣問題が起こると、やはり米国に行って「尖閣諸島は日米安保条約の適用範囲に入る」というお墨付きを米国からもらってくる。問題の相手国との話し合いをせずに米国に渡る。これが、安保条約につながれた従属国日本の姿である。

安保を廃棄して、自立した非同盟国となった日本は、問題の相手国ときちんと向き合い、話し合いによる平和外交をすすめることができる。しかも、皮 1 枚でつながっている 9 条が（まだ）生きている国として扱われるのは不幸中の幸いである。日米同盟下、自衛隊はあれだけ世界各地に派遣されたが、9 条があったおかげでただの一発も銃弾を発射せず、たった一人の外国人も殺傷してこなかった。このことによって、9 条を持つ国・日本は今も世界の人々の胸に残っている。

さて、今日、わが国と東北アジア諸国との間で起こっている領土・紛争問題には、中国との間で尖閣諸島問題、韓国との間で竹島問題、北朝鮮との間で拉致問題、核開発問題などがある。

尖閣問題も竹島問題も、これまでの日本政府の「領土問題は存在しない」という話し合い拒否の姿勢により、解決のきっかけをつかむこともできなかった。しかし、私は「憲法 9 条に基づき TAC で話し合い解決しよう」と提起して、問題解決を一步すすめたい。

それは、9 条の精神が凝縮した TAC の活用である。TAC には日本も中国も韓国も加入しており、「永久の平和、永遠の友好、協力促進を目的と」して（第 1 条）、主権、平等、領土保全、平和的解決等を基本原則に（第 2 条）話し合うことになっているからである。

同様に、北朝鮮、ロシア、米国も TAC に加入しているので、拉致問題は北朝鮮との二国間協議で、核開発問題は六カ国間協議で話し合いをすすめることができる。核開発問題については、これまでも六カ国協議が繰り返されてきたが、あくまでも任意の協議にすぎず、結局圧力をどの程度加えるか、援助をどうするかという駆け引きの協議に終わっていた。それを、TAC という条約に基づく協議にすることによって、お互いに納得できる土俵を提供するわけである。

9 条に基づく平和外交のこのような実践は、東北アジアにおけるわが国の国際的地位を高め、この地域の各国との信頼を醸成し、新たな平和と友好の関係へと導くことは間違いない。

4. 歴史認識

しかし、そうはいってもアジア諸国、とりわけ中国、韓国、北朝鮮との間では、日本による過去の侵略戦争、植民地支配に対する無反省が度々問題となり、これら諸国との間に真の平和・友好関係を築けないでいる。

今年もまた、4 月安倍内閣の閣僚が靖国神社を参拝したのを契機に、韓国、中国からの抗議が相次ぎ、外交問題に発展した。

しかし、靖国参拝云々は現象に過ぎない。問題は、日本が近代以降朝鮮を植民地支配し、中国・アジア諸国を侵略して多大の痛苦を与えたことを反省し、二度とこのようなことを繰り返さない決意のもとに戦後の出発をしたことを認めるかどうかである。それはまた、憲法前文が「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、…この憲法を確定する」を、新生日本の出発点にすることでもある。

改憲派は靖国神社に参拝し、あの戦争を「自存自衛の戦争」と呼んで正当化するとともに、現行憲法を「占領下憲法」と蔑み、憲法を改定して日本を再び戦争する国にしようとしている。

私たちは、戦争国家日本の再現を許さず、アジアの人々と平和・友好関係を結べるよう、誤った歴史認識を正さなければならない。

なお、ドイツでは、第二次世界大戦の加害国と被害国の二国間共通教科書に取り組み、すでにドイツ・フランス間ではこの共通教科書を使用中であるという。加害国と被害国の歴史認識の共有がここまですんでいるからこそ、ヨーロッパが EEC から EU 共同体に発展しているといえる（ゲオルク・エックハート国際教科書研究所のエックハート・フックス博士報告〈福井高教組『生徒とともに』第 45 号所収北出論考〉）。同じ第二次大戦の戦敗国として、ドイツに学ぶこと大である。

5. 東アジア共同体へ

9 条を堅持して東北アジア諸国との平和・友好の外交関係を発展させるならば、東北アジアの平和共同体への展望を開くことができる。すでにこの地域における民間レベルの平和・友好

の交流の輪は大きく広がっている。この民間の取り組みに、国家レベルの取り組みが追いつくならば、急速な進展の可能性が開けるであろう。

そして、お隣の ASEAN との連携が始まれば、東アジア全体の一大変革が期待できる。戦争の温床である軍事同盟は、日米同盟も米韓同盟もなくなり、代わって TAC が東アジア全体を覆う。この時、紛争が残るのは中近東など、ごく一部の地域となっているであろう。

そのカギを握るのは、憲法 9 条である。9 条は日本だけのものではなく、東アジアの 9 条であり、世界の 9 条でもある。このような 9 条を、日本の一部改憲勢力によって変えさせてはならない。

おわりに

憲法前文は、次のように言っている。

「…政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、…この憲法を確定する。」

「日本国民は…平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」

「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」

9 条改憲を止めるかどうか—最後に決めるのは日本国民である。フィリピンのバタアン原発を止めたエメリーさんはこう言った。「頑張れたのは、希望を持ち続けてきたからだ。」

若狭湾岸の原発と活断層問題

山 本 雅 彦 (日本科学者会議福井支部)

1. はじめに

日本原子力発電(株)敦賀原発(以下、日本原電)の敷地内の破碎帯(断層)に関する原子力規制委員会(以下、規制委)の専門家会合が5月15日に、活断層の可能性が高いとする評価書を取りまとめた。これは、これまでの旧原子力安全・保安院と旧原子力安全委員会の審査がいかに杜撰であったかを明らかにするものである。なぜ、このような見落としが起こったのかの検証と反省を抜きに、新たな審査の仕組みをつくることはできない。今年7月に制定される予定の「新規制基準」の地震による「設計基準」および「地震による損傷の防止」を、福島原発事故の検証や教訓、最新知見をくみつくした上で、さらに多くの国民や専門家の意見を聞いてつくりあげ、すべて原発の耐震安全性を徹底して審査する必要があると考える。

2. 活断層の見落とし、過小評価と「新規制基準(案)」

「近畿三角地帯」¹⁾の頂点に位置する若狭の、「活断層の巣」よばれる地域に原発が集中立地している。集中立地した要因のひとつに、原発施設の耐震安全性にかかる「基準地震動」策定に重要な「活断層」の見落とし及び、過小評価が行われてきたことがあげられる。それらの原因は、3つあると考えられる。

1つは、原発・核燃施設など建設時に、地質調査マニュアルとして使われてきた、「土木学会原子力土木委員会編の報告書がある」と専門家(中田高氏ら)は指摘する。「この報告書にあるリニアメント判読基準では、活断層の認

定において地形の直線性や新鮮さが過度に強調され、変動地形への本質的理解が欠落していることが指摘できる」。さらに、「活断層を認定する際には『つながり』が重要であるにもかかわらず、この基準では限られた短い線分に注目し、個々にランク評価を行い、連続性に対する検討はほとんどなされていない」と強調している。

2つは、国の安全審査で、専門家の役割が重要であるにもかかわらず、批判的立場の専門家の意見が排除され、推進側の専門家の意見が採用されてきたことである。

3つは、安全審査に「官民癒着構造」があることである。これまでの国の安全審査は、経済産業省のもとにある旧原子力安全・保安院が第1次審査を担い、首相の諮問機関である旧原子力安全委員会が第2次審査(ダブルチェック)に当たってきた。国の第1次審査における耐震問題の安全審査の指針として、事実上、使われているのが、(社)日本電気協会の原子力発電所耐震設計技術指針として作成された「JEAG 4601」²⁾である。これは、原子力安全委員会の指針策定以前から使われてきたもので、このことが原発施設などの設計に当たって、地震の過小評価が繰り返されてきた最大原因である。その結果、極めて不適切な調査方法で原発周辺と同敷地内および原子炉直下の活断層の過小評価や、「日本での活断層は逆断層型であり、最近動いた正断層は活断層でない」という誤った解釈のもとに、活断層の見落としが恣意的に行われてきた。

福島第1原発事故は、想定できるものを過小評価した「人災」であり、決して繰り返しては

いけない。渡辺満久氏をはじめ変動地形学の専門家や研究者が、若狭湾岸の原発敷地内の活断層の存在が否定できない証拠を次々と示したにもかかわらず、大飯原発の再稼働が強行された。また、政府は規制委が今年 7 月にも制定するとしている「新規制基準」にもとづいて原発再稼働を強行することを宣言。これでは、福島教訓が生かされていないと言わざるを得ない。

「新規制基準(案)」について、その耐震にかかる「設計基準」では、原子炉建屋などの「耐震重要施設」の直下に活断層があつて、その露頭が原発敷地内にある場合は、運転は認められない(敦賀原発が例)。しかし、直下に活断層があつても露頭が原発敷地外であれば認めることとなっている。また、活断層の定義についても活断層は後期更新世(12 万～13 万年前)以降の活動が否定できないもので、活動性が明確に判断できない場合は、40 万年前以降まで調べるとしている。さらに、原発敷地内の地下構造を 3 次元的に調べるとしているが、耐震設計の妥当性を判断する場合の指針はこれまで同様「J EAG 4601-1987, 1984, 1991」の規定を参考に考慮するなど、「再稼働ありき」の「新規制基準(案)」となっている。

「新規制基準」の耐震設計は、民間の事業者が作成した「J EAG 4601」や他の指針の妥当性について、先送りせずきちんと評価することが必要である。また、活断層の存在が確実または否定できない、確率論的影響や危険性が小さい場合においても科学的に検討し、安全側に立った判断をして策定すべきである。

3. 日本原電・敦賀原発周辺の活断層

日本原電(以下、原電)敦賀 1, 2 号機は、1 号機が 1970 年に運転を開始してから 42 年以上が経過した。筆者らはこれまで、原発周辺の活断層及び断層帯の評価について文部科学省

見解をもとに「国などは、原発の周辺の活断層を過小評価している」などと指摘してきた。

(1) 浦底断層は活断層と認定

2007 年、敦賀原発 3・4 号機増設計画で、2004 年 3 月に国に提出した原子炉設置許可申請書で「浦底断層」の活動時期が過小評価されている、と渡辺満久氏らが指摘³⁾した。

原電は、資料「リニアメント近傍の調査位置図」(図 1)で、リニアメントを直線的な崖だけに注目し、活断層があるとすれば図 1 の左側の点線部分(「原電のリニアメント」と記載)であるとし、その部分のボーリング調査などから「活断層はない」発表。これに対し渡辺氏らは、「我々が活断層と認定したのは河川の左屈曲と新しい地形面に変位(谷底が折れ曲がっている)がある」と指摘。渡辺氏らが指摘した断層は図 1 の右側の点線(「活断層線」と記載)で示された位置である。

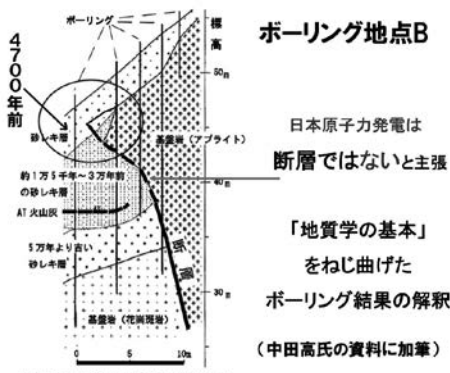


(↑図 1)

原電の調査では、リニアメント判読だけで、直線的な崖だけに着目したため、その部分をトレンチ(掘削)しても何も出てこなかった。その後、「リニアメント判読は不適切な調査方法である」という渡辺氏らの主張が採用され、2006 年の「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」(以下、「指針」)の改定で出

された「新指針」では、リニアメント調査だけではなく、「変動地形学的調査などを組み合わせて十分な調査を実施すること」と改定されたが、ほとんど改められていない。

また、ボーリング調査結果の解析だけでは浦底断層が活断層であるかどうかの判断は困難である。「ボーリング地点B」の図2で、基盤岩の断層（「ずれ」）が、その上の新しい地層を切っており、活断層の疑いがあるが、原電はボーリング調査では、「動いていない」「活断層ではない」と判断した。しかし、中田高・渡辺両氏の指摘のとおり掘削して調べた結果、断層はその上の地層を切っており、その活動は4,700年前以降の新しい時期の活動であることが分かった。（図2と3参照）よって、浦底断層が、活断層であることが確認された。それも炉心の250



(↑図2)



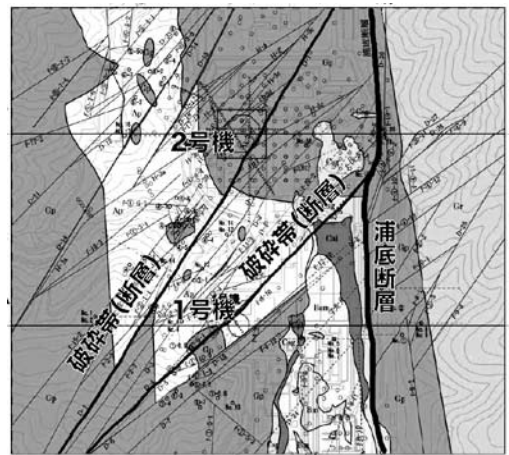
(↑図3)

メートル真横である。

(2) 1, 2号機 炉心直下の「破碎帯」は活断層である可能性が高い

原子炉周辺の地質図（図4）を見ると、1号炉と2号の直下に「破碎帯」という断層があり、それらは浦底断層から派生しているように見える。しかも、その断層は固まっておらず「粘土」状の「断層粘土」であり、「動く可能性ある」と渡辺氏らが指摘した。

原電は2008年、「後期更新世以降の活動がなく、動かない」と国に報告した。これに対し2010年、経済産業省の「耐震・構造設計小委員会構造ワーキンググループCサブグループ」の^{こうけつ}頼綱一起氏らが破碎帯の「さらに検討が必要」と指摘。旧保安院も耐震バックチェック後の2011年に「破碎帯の活動性に関する評価」を実施するよう、再調査を命じた。



(↑図4) 規制委資料「敦賀－現調3－1」に加筆

旧保安院から引き継がれた、規制委の「敦賀発電所敷地内破碎帯に関する有識者会合」の資料（図5）によると、敷地内の図（D-1トレンチ）は、原子炉建屋を北東方向の高台から見たもので、黄色い点線は、原電がここに「D-1 破碎帯」があると特定している場所であ

る。原電はD-1から緑色のG断層（北側ピット）につながっていると主張。そのことを確認するため、掘削を行い掘りすすめていたところ、西側ピットに、赤色点線部分に後期更新世（約12～13万年前）以降の活動が否定できない地層のずれ「K断層」が新たに発見されたため、さらに西側ピットを掘りすすめている。D-1の活動性を調査し、合わせて今回の発見でK-1の活動性も調査している。



（↑図5）規制委「D-1トレンチ」に加筆

規制委の有識者会合の結論としてはK断層もD-1につながっていると考えている。西側ピットのずれを見ると、ずれ（K断層）は表層（堆積層）だけのずれではなく地下深部の発電所を支えている基盤と考えられる花崗斑岩にまで達している。そのずれ（K断層）の走行傾斜（N1W82W）は、基盤上面で、ほぼ南北に延び、西に約80度で傾斜している。D-1破碎帯の延長上に近い位置にあり、断層の形状（延びる方向や傾き）もD-1破碎帯のそれと同じであることから、「K断層はD-1破碎帯と一連の構造」である可能性が高いと考えられる。

4. 「もんじゅ」・美浜原発周辺の活断層

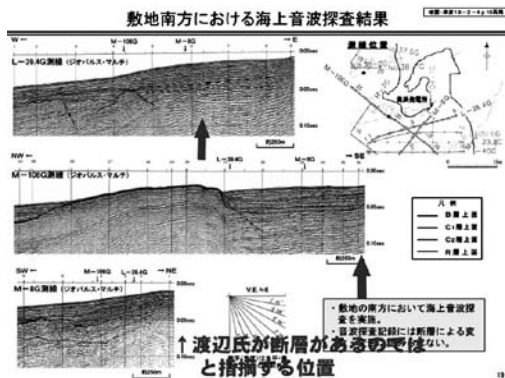
日本原子力研究開発機構（以下、機構）の高速増殖炉「もんじゅ」の西側約500メートル

と関西電力（株）（以下、関電）美浜原発の東側約1キロメートルを南北に走る「白木-丹生断層」（長さ15キロ、東に傾斜しもんじゅの直下に達し、M6.9の地震が発生する恐れがある）について、関電と機構は2008年に活断層であると認めた。



（↑図6）渡辺満久氏講演資料に加筆

さらに、その真横にもう1本、南北に走っていることが指摘された⁴⁾。それは、美浜原発の直下と、もんじゅの直下を通るといわれている。関電や機構などは、これらは「正断層センス」で活断層ではないと評価している。これに対し渡辺満久氏は、「新しい時代に動いているのではないか。横ずれ断層は地表部では正断層となっていることが多く、正断層だから活断層ではないとすると、横ずれ活断層の見落としが起きる」と指摘する。関電の資料の「地質水平断面図」によると、断層は多数存在し、美浜原発1号機と2号機の間（4～5本）や2号機の真横（北側に1本）と3号機の真下周辺（5本）が、それらは正断層で活断層ではないと解析している。しかし、それらは「粘土状破碎部」で、新しい時代に動いたのではないかと、さらに、「（参考）敷地南方向における海上音波探査結果」（図7）によると、美浜原発の南方の海底に断層がある可能性がある。



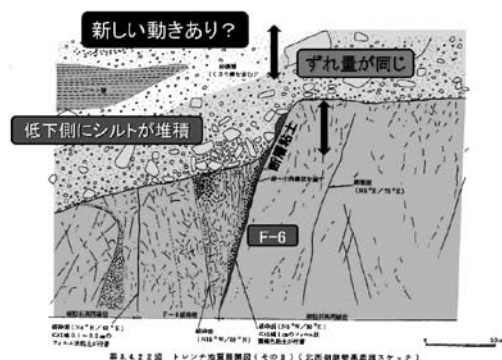
(↑図7) 関電資料「(参考)敷地南方向における海上音波探査結果」に加筆

現在、関電と機構は旧保安院から命じられ、追加調査を行っている。結果の報告は、本年6月末に関電が「中間報告」を、機構は5月末までに結論をまとめるとし、規制委の専門家による有識者会合も発足し検討もはじまるとされている。

5. 大飯原発周辺の活断層

(1) 「ずれ」の危険

関電・大飯原発2号機と3号機の間の特設建屋の真下に、F-6断層(破碎帯)がある。それは、炉心の直下ではないが、3、4号機の最重要施設である「緊急用取水路」(Sクラス)を横切っており、関電の資料(図8)を見れば、



(↑図8) 渡辺満久氏講演資料より

活断層の可能性が否定できない。

昨年7月の3、4号機再稼働の後、規制委の「大飯発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合」(以下、有識者会合)の「事前会合」で渡辺満久氏が、「F-6断層が活断層でないという情報は、今のところゼロ」⁵⁾だと問題提起。結果、さらに再調査が命じられた。



(↑図9) 第3回有識者会合の渡辺氏資料より

関電は、F6破碎帯の北側で掘削を行い、その結果、逆断層的な「ずれ」と横ずれ断層的な「ずれ」が出てきた。掘削溝の南側断面(図9)で、蛇紋岩の基盤に12~13万年前の海成堆積物の「海成層(海の浸食によりできた地形=ベンチ)」(初めは「K-Tzに覆われるのでそれより古い」といわれていたが、規制委の調査



(↑図10) 第3回有識者会合の渡辺氏資料より

団の統一見解で 12 ～ 13 万年前と変更された)があり, その上の土石流堆積物をずらしている(切っている).

それが, 「地すべりではないか」とう岡田篤正氏らの指摘があるが, 渡辺氏は「海側から山側方向に上に向かって地滑りが起こる可能性はない」と反論している. また, この「ずれ」の反対側(北側断面)に海成層の真下にある岩盤面の蛇紋岩と輝緑岩との間に, 「右横ずれ+断層」(図 10)があると指摘している. これに対し関電は, 設置許可申請やバックチェックでは安全と評価したにもかかわらず, つい最近になって「F6 の位置が違っていた」と訂正した. これに対し渡辺満久氏は, 関電が言う「新 F-6」(図 11)について, 「許可申請と耐震バックチェック時の調査・審査は何であったのか」と疑問を呈している. ちなみに, 「新規制基準(案)」では, 「将来活動する可能性がある断層等」には「活断層」や「ずれ」の他, 支持基盤を切る「地すべり面を含む」とされている.



(↑ 図 11) 第 3 回有識者会合の渡辺氏資料より

(2) 活断層の連続性 (の過小評価) と変形帯

大飯原発の海側に FO-B と FO-A 断層があり, 北東側が沈降 (落ち込み・Down), 南西側が隆起 (Up) している. 熊川断層は左横ずれ断層であることから, FO-B と FO-A も一

連の断層であると考え, この 2 つの断層帯の間にある小浜湾にもその断層があると渡辺氏は指摘する. いわゆる石橋克彦氏らが指摘する「3 連動」「活断層の連続性」の問題である.

まず, FO-A の東南側を北東から南西方向に海底超音波探査をした図 (JNO-02BM)⁶⁾を見ると, 断層の有無はわからない. 小浜市に近い湾の(熊川断層の北西側)海底超音波探査図 (JNO-aWG)⁶⁾を見ると, 明確な断層があるように見えるが, 関電は「海底の泥の中にガスが存在する」とガスの影響と説明し, 念のため熊川断層の西北延長部は小浜湾岸まで伸びているとしている. しかし, 後述するが 4 月 17 日, 突然, 前言を撤回した. 次に, そのすぐ南側の側線「解釈断面図 JNO-A」⁷⁾を見ると, 断層があるように見える. さらにその南側の側線「解釈断面図 JNO-1」⁷⁾についても, 「断層があるのではないか」と島崎邦彦・規制委員長代理が指摘している. これらの断層だと思える解釈断面図からは, FO-B と FO-A と同様に北東側が落ち込み (Down), 南西側が隆起 (Up) している断層があると推測できる.



(↑ 図 12) 渡辺満久氏講演資料より

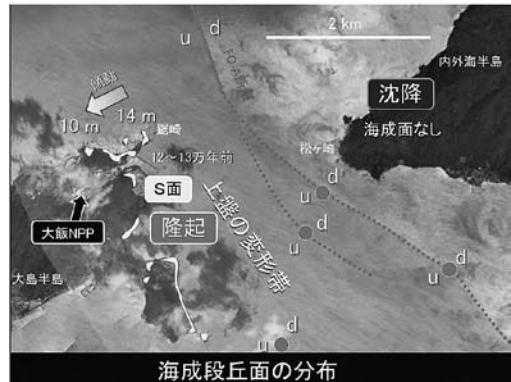
渡辺満久・中田高両氏は(図 12)の側線 JNO-aWG の北西方向側のすぐ近くで, 自前で超音波探査(図 12 の側線 NQ)を行った. そ

の結果、「完新世」に形成された地層である「完新統」で1万年前以降に活動した断層があることを発見した⁴⁾。関電は、「ガスの影響」と反論。両氏は、「ガスの影響で『曲がっている』わけではない。ガスは熊川断層の西北延長部の北東側にしかなく、関係をきちんと調べる必要がある」と指摘している。

また、同事前会合の中田氏提出の、「参考資料2」双児崎の上空写真をみると、海底に水没した形のベンチが見られ、ベンチの高度変化がある。さらに湖岸線がずれており、左横ずれ断層があること分かる。したがって、熊川断層は小浜市の双児崎先端部分までつながっているといえる。

次にその北西部について、側線「解釈断面図JNO-A」や側線「解釈断面図JNO-1」では断層の有無がわからない。しかし、同第3回評価会合の渡辺氏提出の資料と説明によると、海成段丘面の分布(海底が干上がった昔の地形)状況を見るという手法で解析すると、12～13万年前に隆起したS面(12～13万年前の温暖期(高海面期)に形成された海成段丘面)が大飯原発の周辺に見られることから、この周辺が10～14メートル隆起したことが分かる。FO-B、FO-A断層から南東方向の延長線上を境にして内外海半島側には海成面は全く見られないことから、FO-BとFO-Aと同様に北東側が沈降(Down)し、南西側が隆起(Up)している。FO-B、FO-Aの延長線から熊川断層に続く海底に活断層帯があり、3断層はつながっている「一連の活断層」と見ることができる。

また、渡辺氏によると、大島半島の大飯原発周辺にあるS面(図13)は昔の海岸線で、同じ高さであるはずなのに、海側の14メートルにたいして、陸側は10メートルと低くなっている。これは、海底の活断層の運動によって



(↑図13) 渡辺満久氏講演資料より

地塊の片側が大きく隆起したため、地表が傾く「傾動」が生じた。そのため、「上盤側(南西側)が変形帯になっている」ことを示しており、この結果からも、FO-B、FO-A断層から熊川断層までは「一連の活断層」であることが分かる。

次に、大飯原発周辺の地形について渡辺氏によると、この海底の活断層が動いたときに「傾動」が生じ変形する領域であるとは明らかであり、このため、大飯原発敷地内に、古い断層や地すべりなど、何か動いたような跡があり、それが固まってない状態であれば、この海底の活断層が動いたときに、F-6断層のほか原子炉直下の断層も連動し動く可能性がある。これまでの調査で、「ずれ」が確認されており、「変形帯」の中にある炉心直下の断層は安定しているのか疑問である。

以上の結果から、①F-6断層の北方延長部である台場浜では、12～13万年前(20数万年前)以降の変動があり、「活断層である可能性は否定できない」こと(有識者会合における統一見解)、②FO-B、FO-A断層は、熊川断層と連続する活断層であること、③大飯原発は、前述の活断層上盤側の変形帯の中にあり、施設内の「古傷」などが再活動する恐れがあること、ということが言える。安全性を十分に確認する必要がある。

(3) 関電が3連動を否定

関電は、5月10日に行われた規制委の「第4回大飯発電所3・4号機の現状に関する評価会合」(以下、評価会合)で、昨年秋に行った「熊川断層西端に関する補足調査」⁸⁾の反射法地震探査(図14のNo.1側線とNo.2側線)の結果などをもとに、小浜市和久里付近から、東に約4km離れた同市平野付近の2つの測線において、想定基盤上面および堆積層中に断層による変位・変形構造が認められないことから、熊川断層の西端は日笠(図14)付近にあり、文献(中田・今泉編デジタルマップ)に示された熊川断層と整合するので、熊川断層の長さは14kmであると主張。また、FO-A断層南端と熊川断層西端までの離隔は約15kmで、旧原子力安全・保安院の調査による小浜湾内の変形構造が否定できない箇所から熊川断層西端までは約8kmである。小浜湾内で実施した海上音波探査の結果、後期更新世以降の地層に両断層が連続するような構造は認められない、などを理由に、「FO-B、FO-A断層と熊川断層の連動を考慮する必要はない」と表明し、「3連動」を否定した。

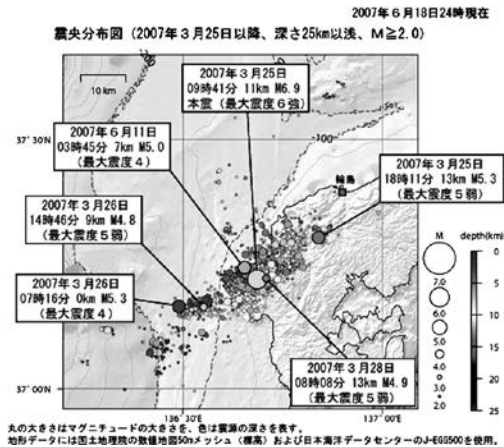


(↑図14)「熊川断層西端に関する補足調査結果」に加筆

これについて、規制委と(独)原子力安全基盤機構から厳しい意見が相次いだ。小林源裕・耐震安全部主任研究員からは、「論理が破綻している。図14の天徳寺の下、くぼんでいる

ところは測線が張れる。天徳寺の下は活断層と認定されているので、そこで調査し断層が出なければ、この論理は破綻する」「そこに活断層があって、その測線上を同じ調査方法で調査して同じ結果が出てくるのかどうか、天徳寺付近で(断層が)なければ破綻する」と指摘し、関電の調査が不十分で断層の存在を「否定する材料にはならない」と強調した。また、関電は「海上音波探査の精度をいまのV.E.≒6(倍率を6倍)をV.E.≒1(倍率を1倍)にして図面を作成し、広く情報を開示して判断してもらいたい」と要求。これについて島崎邦彦・規制委員長代理は、「その考えは間違っている。倍率を高くして見ることで、わずかな段差が見て取れる。それをわざわざつぶすのは、いったい何をやっているのか」と厳しく指摘した。

評価会合の資料5によると⁹⁾、関電の主張は、音波探査記録から断層の有無と断層の長さを判断し、その断層が連動するのかどうかを評価し、震源断層を想定している。しかし、1995年兵庫県南部地震(M7.3)、2000年鳥取県西部地震(M7.3)、2007年の能登半島地震(M6.9)、2008年岩手・宮城内陸地震(M7.2)など過去十数年間の地震は、活断層分布とは異なった未知の震源断層があらわれている。これは、「認定されていた活断層からは想定することが難しいものであったという決定的な事実が無視されている。原子力施設が活断層の上にあってはならないのは当然だが、調査によって活断層が認定されても、引き起こされる地震が正しく想定できるわけではない。これは海底活断層だけでなく、陸上の活断層も含めて、兵庫県南部地震以降の過去十数年間に明らかになった事実である。そのことの理解なしに活断層の有無にのみ『詳細』な議論を重ねる事は本質を見逃すことになる。」(岡村眞・高知大学教授)。



(↑図 15) 能登半島地震の余震分布図
(気象庁より)

実際に、2007 の能登半島地震 (M6.9) では、活断層は輪島市から南西に約 20 km の海域に分布しており、陸域には認められていなかった。しかし、余震分布図 (図 15) から震源断層は 5 ～ 10 km 程度の内陸までつづき、活断層がないところまで伸びていたことがわかっている。海底断層は陸域境界部で連続性が切れていることが多く、断層がないからといって震源となる断層の存在はわからない。大飯原発周辺の海底断層が陸の手前で途切れているからといって、想定される震源断層もそれ以上伸びないと考えerのではなく、少なくとも 5 ～ 10 km は延長する应考虑すべきで、よって、FO-B、FO-A 断層は熊川断層と連動し、大飯原発の直下の活断層の可能性ある「破碎帯」や「ずれ」とも連動すると考えるべきである。

6. おわりに

新指針は、原発施設の最重要施設の安全性に重要な「基準地震動」(Ss) を策定する場合、「敷地周辺の地質・地質構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地」を考慮し、「極めてまれではあるが発生する可能性があり、(その) おそれがあると想定することが適切なもの

として策定しなければならない」と定めている。しかし、現実には守られていない。大飯原発を除いて、全ての原発が停止しているときだからこそ、国・規制委は国民の安全に資する立場で、可能性が否定できない場合はきちんと想定し、安全規制にあたるべきである。よって、大飯原発は運転を停止し安全確認を行うべきである。

参考文献など

- (1) 大飯原発・敦賀原発と活断層問題 (立石雅昭・新潟大名誉教授)
- (2) 「JEAG 4601 地質調査編の問題点」(中田高・広島大学名誉教授)
<http://www.nsr.go.jp/archive/nsc/senmon/shidai/chishitsu/chishitsu004/siryō4-5-2.pdf#search=中田高+JEAG4601>
- (3) 敦賀発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合・資料
- (4) 「若狭湾の原発と活断層」2012 年 11 月 24 日、敦賀市での講演 (渡辺満久・東洋大教授)
- (5) 大飯発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合・資料
- (6) 若狭湾西部海域等における海上音波探査について H 21.4.28 旧原子力安全・保安院
- (7) FO-A～FO-B断層と熊川断層の連動性評価 旧保安院 H 20.3
- (8) H 25.5.10 関電資料「FO-B、FO-A断層と熊川断層の連動性に関する評価について」
- (9) H 25. 5.10 原子力規制委員会「第 4 回大飯発電所 3・4 号機の現状に関する評価会合」資料 5 「FO-A～FO-B断層と熊川断層の連動性に関する意見」(岡村眞・高知大学教授)

福井県の原子力防災体制の問題点

佐 藤 正 雄 (日本科学者会議福井支部, 福井県議)

1. はじめに

原発をどうするか, 議論の出発点は福島でなくてはならない, と思う。福島では, 共産党だけでなく, 県議会決議にもなったように自民党も民主党も県内原発の廃止を求めている。もちろん知事や理事者も求めており, 核燃料税の課税をやめた。

福島では今なお 16 万人もの人がふるさとに帰れず避難生活を余儀なくされ, 何年後に帰郷できるか全く見通しがない地域も多い。

私たち福井県議会の特別委員会でも, 原発事故による放射能汚染で住めない地域となっている福島県富岡町を昨年秋に視察した。現地では, 県会議員, 町会議員, 役場の都市整備課長, 企画課長らの皆さんに案内いただいた。暖かい陽気の町に町民の姿はなく, 津波での行方不明者を捜索する消防団の皆さんの姿が, 田んぼなどはセイタカアワダチソウが生い茂り, 原野のようになっていた。避難所とされた施設にはナンバープレートが外された車などが放置されている。地震の被害で屋根が傷んだ家々にはシートがかぶせられている。しかし雨漏りもあるということで, 修理もできず, 何年も放置されればマイホームが無残な状態になってしまう。

案内していただいた皆さんが語られた。「これからどうなるか。子供がどうなるか。先が見えない。地震, 津波だけなら何とかだったが, 「200 人が原発事故での避難の中で亡くなった。自殺する人も多い」, 「原発と共存共栄を図ってきたがこのざまだ。安全基準が脆弱だった。福井がこのようなことにならないようにしてほしい」, 「避難している人間の現状が風化している。

よく見てほしい。福井を安全にしてほしい」, 「私から福井をどうするということは言えないが, この現状を見て考えてほしい」 などなど, 一言一言が胸に突き刺さった。福島原発被災者の苦悩は何ら解決されていない。

このような重い事実を踏まえた防災対策はどうか, 福井県では福島事故などなかったかのように大飯原発は再稼働をつづけている。なら防災計画が見直されないままに。

2. 福井県の原子力防災体制の問題点

①福島原発事故クラスの事故は「福井県では起こらない」「想定外」とする, 新たな安全神話が福井県にはある。

なぜこうなるのか。原発依存の県の計画——エネルギー開発拠点化計画が西川知事になってからつくられ, 「発電工場だけではなく, 福井県の発展を」の掛け声のもとに, 国, 県, 市町, 電力事業者, 経済界, 大学関係などを構成員とするおおがかりな原発依存・活用プロジェクトがすすめられてきた。

福島原発事故で国内での原発建設が容易でない状況のもとで, 安倍政権は原発輸出を推進しようとしているが, 福井県もこれにもろ手をあげて協力・推進している。

今年の 3 月県議会でも, エネルギー拠点化計画の関係で, 「原子力の安全を支える人材育成で, 3 月 26, 27 日にアジア原子力人材育成会議を原電の研修センターで開き, インドネシア, ベトナムなど 5 カ国の政府高官や IAEA 関係者との交流促進をはかる。原子力の安全について議論する。県単独事業だ」と提案説明された。

私は、原発輸出そのものに反対だ、と述べたうえで、福井県民にたいする福島原発事故対応の説明会も県として開催しない、また、国の新しい基準作りがすすめられているのに県の安全専門委員会も開催せずに、このような外国向けの取り組みをやるのは本末転倒だ、と批判した。

また財政でも福井県は全国に先駆けて福島原発事故の直後に、したたかな核燃料税変更をおこなった。

当時の『福井新聞』の報道（2011 年 7 月 14 日）・・・「原発に装荷した燃料の価格に応じて電力事業者に課税する核燃料税について、税率を 12%から全国最高の 17%に引き上げ、運転停止中も一定額を課税するよう改める県条例が 14 日の県会本会議で、賛成多数により可決、成立した。総務相の同意を得て 11 月 10 日に施行される。

東京電力福島第 1 原発事故を受け、定期検査で停止中の原発は再稼働の見通しが全く見えていない。このままの状態が続けば条例スタート時の 11 月には県内の商業炉 13 基のうち 9 基が止まる予定で、大半の原発が停止したまま課税される状況となる。

今回の改正では、過去の改正時のアップ率や他県の水準とのバランスをとるために 3 %を引き上げ、福島第 1 原発事故を受けた安全対策費として 2 %分を上乗せする。

プラントごとの出力に応じて課税する「出力割」を導入し、全国で初めて停止原発にも課税。17%のうち 8.5%分が出力割となる。改定後の 5 年間で計画通り原発が稼働すれば約 600 億円の税収を見込み、仮に全原発が停止していても約 300 億円は確保される。

採決に先立つ反対討論で佐藤正雄議員（共産党）は「老朽化原発を廃炉にせず、存続させることが前提になっている。核燃料税課税の対象

として延命すべきではない。原発を減らすのは全国民的な願い」と指摘した。

まさに、原発を廃炉にすればこの核燃料税は入ってこなくなるわけで、「原発半永久化」への道といえる。

いずれにしても、根本問題として、原発推進のためには福島事故のような想定はおこなわない姿勢が根底にあり、世界最大・日本最大の原発集中地・福井、ならびに「受益地域」であり、また「被災地域」ともなりうる関西地域での世論と運動を連帯してつよめなくてはならない。

②再稼働めざしての取り組みと原子力防災の取り組みの落差の大きさがきわだっている。

福井県は昨年の大飯原発の再稼働をめざして、県の原子力安全専門委員会を繰り返し開催し、「再稼働のための暫定基準づくり」を主導し、「安全性にお墨付き」を与え、当時の民主党・野田政権に対して知事は「ぼやっとしてはいけな

い」とまで忠告して、再稼働への道を鼓舞した。一方、福島事故のような苛酷事故を想定した原子力防災計画は国の様子見で、他県が住民参加の訓練をおこなっていくなかでも、福井県は昨年度は住民参加の訓練おこなわなかった。

また、再稼働めざしては繰り返し開催した県の原子力安全専門委員会も開催せず、国の防災計画の基準づくりに「前向きに」関与することはなかった。

③ 3 月に発表された「原子力発電所近接 5 km 圏の住民避難計画（素案）」（資料で添付）の検討。

この計画案が提示された時に、「なぜ 5 キロ圏住民に限るのか。福島原発事故をうけて県民全体が不安に思っている。また、実際に何十キロと避難せざるをえない事態が作りだされている」というのが率直な感想であった。

自衛隊の住民避難への活用をうたっていることについても、「防衛省の了解を得られた計画なのか」、「国民保護の際には自衛隊は住民避難の役割は担えない」という問題が残る。

さらに、夜間など人員が少ない時間帯の事故に対して、介護、医療施設の対応は可能か、ということも関係者での検証が求められる。

④原発が全停止しても、そこに核物質があるかぎり、ハード、ソフト面の整備が求められる。

そういう点で、再稼働する原発についてだけ規制基準が適用されればいい、というのではなく、再稼働されない原発（使用済み核燃料プールもふくめて）であっても確固たる対策が求められる。

3. 原子力規制庁との交渉（4月25日）について

科学者会議の北陸地区シンポ後であるが、原子力規制庁との交渉を日本共産党福井県委員会としておこなった。規制当局の回答には呆れるばかりであったので概要を参考に書いておく。

●原発の新基準案について、「世界最高水準の基準にする。再稼働できない原発がでてくるが関係ない」などと規制庁は説明。しかし、稼働中の大飯原発3、4号機については「時間もないので」と言いつつ事実上の特別扱いで「重点項目だけの審査にとどめる」。苛酷事故時の指揮所についても「地震津波に耐えられる指揮所があればOK」などと無責任な回答だった。

●再稼働と防災計画については、「法的に再稼働の要件ではない。自治体が判断を下していく責任がある。防災計画をつくる自治体の責任で再稼働との関係については判断するであろう」と責任を地方に転嫁するのみ！

●SPEED I については、「そんなに立派なシステムか、頼りすぎるとよくない」などと言い、

「今後は予測システムに過度に依存せず、モニタリングでやる」と答弁。しかし、実測だけでは福島事故被曝の教訓をいかしたことにはならない。一刻も早く、放射性ヨウ素を吸収する以前に、ヨウ素剤服用が求められる。

県庁のSPEED Iシステムについては「25キロから100キロ、300キロ、800キロ」と予測できるものにした。

●オフサイトセンターの役割についても、役割を分けるとして、オンサイトでは「電力本店に規制委員会の委員、審議官がはいり監視する」、オフサイトでは「住民を守る」ことに取り組む。「オフサイトセンターでも、きちんとプラント情報が把握できるようにしていく」と答弁。

これまではオフサイトセンターが全体の「指揮所」であったわけで、今回の内容をしっかり確認していくことが必要だ。

4. 資料

■2012年7月福井県議会原子力防災特別委員会
○佐藤委員 今回の大飯原発の再稼働にあたっては、知事が総理に求めて、記者会見があったわけだが、ある意味それが国民に火をつけて、先週は官邸前で15万人とも20万人とも言われる厳しい再稼働をやめろという国民の声が響いた。マスコミでも報道され承知だと思うが、これほど二分されている。国論二分という言い方もあるけれども、再稼働されてなお国民の怒りがおさまらない状況をどのように感じているのか。

○安全環境部長 原子力に関しては、さまざまな御意見、国民の声があるということは、そのとおりだと思う。ただし、原発は日本経済のため、産業の振興のために必要だと考えているので、安全を第一に確保した上で基幹電源として必要であると思っている。

○佐藤委員 これまで国、県の原子力行政の

推進は、国民合意というのを大きな前提として掲げていたが、それが崩れかかっているという状況をどのように認識されるのか。

○安全環境部長 崩れかかっているかどうかについては、コメントできないけれども、原発がこれまで、エネルギーの面から大きく日本経済を支えてきたことは紛れもない事実である。今後の日本のエネルギー政策をどうしていくか、しっかりと原発の役割を国民に説明していくことが必要であるし、それを県として国に求めている。

○佐藤委員 午前中も各委員からいろいろ厳しい意見もあったが、再稼働、原発政策そのものは見直さなければいけないと思っている。

県は県原子力安全専門委員会をつくって、工学的な安全性の問題を積極的に国に提言し、ある意味では暫定的な基準をリードして作らしてきた。

一方で避難にかかる暫定措置等々、原子力防災分野については、積極的に国に対して提案してこういうをつくるべきだというリードはほとんどなかったように思う。原発そのものの安全性を向上させるということと、万一の場合のそういう防災対策、避難の計画というのは、県民からすればセットだと思うのであるが、なぜ県は一方では強くリードし、一方では国に対する具体的な働きかけを余りしなかったのか。

○安全環境部長 順番としては、まずは原子炉の安全というのが最優先ということで、さまざまな経験を生かしながら国に責任を持ってやってもらうということである。

原子炉の安全、次に万一事故が起こった場合の制圧、その後、原子力防災となるが、これについては、現在の法令でも国が責任を持つということになっており、今回の事故を踏まえて、国でどのように基準を定め、また、どのような方策をとっていくのか、早く示すように求めている。

いる。

○佐藤委員 まずは、原発そのものの安全対策、次に原子力防災、住民避難は二の次だということになると、これはどうしても人命軽視、県民の安全軽視ということにもなって、結局再稼働優先だという流れだったと思う。やはり県として、原発の安全の問題も県原子力安全専門委員会で議論すると同時に、県民の原子力防災避難計画というのは、しっかりと国に責任持ってやらせないといけないと思う。

なぜおおい町や高浜町の住民が京都なり近くの府県に逃げるができないのか、なぜ県内避難だけしかないのか、どうしても矛盾のある計画になってしまっている。

○安全環境部長 人命軽視であるとか、矛盾は一切ないと思っている。

当初から言っているように、原子力に向き合って暮らすというのが立地地域の紛れもない事実であって、万一の原子力防災に関しては、我々の考え方は原子炉に近いところから対策を講じるべきということは当初から変わっていない。

国へは対策をきちんと求めているが、まだ示されていない中で、まず県でできることからやっていくということで、原子炉に近い立地、隣接の市町の暫定的な措置に取り組んだ。

これさえも、実効性のあるものにするにはまだまだであって、これからまず対策を十分にやるというのが、今考えている骨子である。

○佐藤委員 部長の認識でも、まだまだと言われたけれども、実効性はどうかという、これはなかなか大変なことだろうと思う。

従来の防災計画、住民への周知徹底等と今回の計画、周知徹底等で住民への周知の仕方はどのように変わったのか。

○危機対策監 今回定めた暫定措置は、避難される市町の方々、受け入れる市町の方々でい

ろいろ協議をして定めたものである。

当然市町でこういったものを定めたと周知してもらっていると思っているし、周知については県としてもやっていきたい。周知のやり方については、特に今までの防災計画などと変わっているわけではないと思っている。

○佐藤委員 これまでは避難所が設定されたり、バスで迎えに行くからどこどこに集合するというような、避難の具体的な仕組みがつくられ住民参加の訓練がやられていたと思う。東日本大震災のときにも、津波のときにはてんでに逃げてとにかく助かれという「津波てんでんこ」という言葉が有名になったけれども、今回の計画は、いわば原子力災害のときにはそれぞれ車で逃げなさい、「原子力災害てんでんこ」ということである。

○危機対策監 てんでんこということではなく、まずは県の防災計画があって、市町が定めている防災計画がある。加えて、今回、暫定的な措置を定めたということで、実際に原子力災害が起きたときには、そういった仕組みの中でてんでにではなくて、どういう範囲の人はどういうふうにどこに避難するということをちゃんと住民に伝えて、それに基づいて具体的な現行の防災計画などをもとにして動いているという仕組みになっている。

○佐藤委員 福島原発の事故のときには、いろいろな報告書が出ているが、その中の浪江町長の報告には、「国道 6 号は陥没して通れなかった。福島第一原発に近づく 288 号はもちろん使えない。結局避難に使用できる道路は国道 114 号しかなかった」とある。仮に車で逃げるにしても、事故を起こしているかもしれない原発に近づいて逃げることもあるということである。いくら福井市へ逃げろ、越前市へ逃げろと言われても、大きな地震に伴って災害が起こったときには、道路が正常に機能しないことだっ

てある。だから、原発災害マニュアルには、とにかく歩いてでも走っても逃げろというものあるくらいである。工夫された計画かもしれないが、実際、機能するかというと、大きな地震と原子力災害と、今回のように地震と津波と原子力災害、いろいろな複合災害を考えたときに、これが機能するのか。

○危機対策監 今回はまずは足元から固めなければいけないということで、地区隣接住民の避難先を県内に設けるということで対応をしている。

佐藤委員が言うように、避難するときに原発に近づく避難はどうかという感情的なことは確かにあると思う。それについて、市町の住民に説明し理解してもらっているのは、原発の災害については、福島の例を見ても、事故が起きて、外部の放射線量が高くなるまでには、ある程度の時間があつた。そうであれば、早く情報を周知して避難体制をとれば、県内への避難は現実的な対応としてはある。ただし、今回決まった暫定措置については、これからも市町と協議をして、より実効性のあるものにしていく努力を続けていかなければならないと思っている。

○佐藤委員 これまでは、避難所に県の健康福祉センターから運び込んで、そこでヨウ素剤を配布するというスタイルだったと思うが、それぞれが自家用車で逃げるという避難方法になると、ヨウ素剤はどこで渡すのか。

○危機対策監 それもまさにこれからの課題ということで、今後、健康福祉部と相談してやっていこうと考えている。

○佐藤委員 住民からすれば、ヨウ素剤をどこでもらえるかわからないということになるわけだ。ヨウ素剤は放射線を浴びる数時間前に飲むのが一番いいと言われていて、ある程度吸い込んだ後では遅いということである。

それから、国の報告書でも、福島原発の事故

の場合は 50 キロメートルぐらいが放射性的の強いガスが通過する範囲として想定されているわけであるから、重複配備をきめ細かくやる、またはヨーロッパみたいに各戸配備をやる、とにかくセットでないとこれまでの防災訓練よりも後退するのではないか。

○危機対策監 少なくとも、健康福祉部ではこれまで以上に拡大して備蓄することについては決めているので、後退ではないと思っている。ただ、今回決めた暫定措置の方法の避難を前提にしたときに、どのような形で住民にヨウ素剤を渡すのかは、今後の課題であると思う。

○佐藤委員 津波の場合は生き延びれば命が助かるわけだが、原発事故の場合は生き延びても、放射性ヨウ素を吸い込むなど危険がさらにプラスアルファとなるので、余計難しい。だから、こういうことを考えておいて漏れのない計画にしなければいけない。努力はされているけれども、住民から見ると、いきなり福井市へ逃げろといっても地理をよく知らない人も多いだろう。あまり現実的でないかもしれないが、ヨウ素剤はどこかの国道のゲートで、マラソンの給水所で選手に渡すようにできないかとか、ちゃんとセットで示していかないといけないと思う。

○危機対策監 お示した暫定措置は、現在、少なくとも立地、隣接市町の住民が具体的にどここの避難所に逃げるのか、そこを決めたのであって、それを知らせることは、住民の安心につながるし、今後の対策のもとにもなるものだから意義のあることだと思っている。ただ、まだ詰めていかなければいけない課題もあり説明していかなければいけないと思っている。

■ 2013 年 3 月福井県議会原子力発電・防災対策特別委員会

3 月 12 日に開催された同委員会で原子力防

災について、「原子力発電所近接 5 km 圏の住民避難計画」(添付資料)が提案された。

わたしは、まずなぜ十数年つづけられてきた住民参加の原子力防災訓練を今年度はやらないのか、全国で唯一原発再稼働を認めている県としておかしい、と指摘した。県側は「実効性ある訓練をおこなうため、国の指針を待っていた。原子力災害対策指針が 2 月 27 日にだされた」などと答弁。

わたしは、「なぜ 5 キロ圏住民に限るのか。福島原発事故をうけて県民全体が不安に思っている。また、実際に何十キロと避難せざるをえない事態が作りだされているではないか」と、5 キロ圏にこだわり、県民全体の防災計画を提示しない県の対応の改善をもとめた。

県はまず事故時の被害が大きい 5 キロ圏からはじめることに固執する姿勢だ。

また、自衛隊の住民避難への活用をうたっていることについて、「防衛省の了解を得られた計画なのか」「国民保護の際には自衛隊は住民避難の役割は担えない」などと指摘した。県側は「自衛隊とは調整中だ」と答えたものの、国民保護事案の際のケースには答えられなかった。

「原子力発電所近接5km圏の住民避難計画」(素案)について

国が示した「原子力災害対策指針」の内容は、実効性のある地域防災計画を策定するためには不十分であるが、福井県としては、被害のリスクや頻度、万一の際の損害が大きくなる可能性がある原発に近接する地域の安全を第一に考える必要がある。

このため、まずは、地域防災計画の重要な部分を成す「原子力発電所近接 5 km 圏の住民避難計画」を策定することとし、今般、その素案をとりまとめた。今後、市町や関係機関と協議し、平成 24 年度内に計画を策定する。

○ 計画のポイント

(1) 緊急事態における県の体制

- ① 緊急事態の区分は、国の「原子力災害対策指針」で示す「緊急時活動レベル (EAL)」による。
- ② 警戒事態の段階 (第 1 段階) において、県原子力災害警戒本部を設置する。なお、地震、津波を原因事象とする県災害対策本部が設置される場合においては、同本部の一部門として原子力災害警戒班を設置し、これをもって警戒本部の設置に代えるものとする。
- ③ 施設敷地緊急事態の段階 (第 2 段階) において、県原子力災害対策本部を設置する。

(2) 自衛隊等に対する派遣要請と複数の避難手段の確保

- ① 県は、自衛隊・海上保安庁に対し、警戒事態の段階 (第 1 段階) で現地への進出、施設敷地緊急事態の段階 (第 2 段階) で災害時要援護者の緊急輸送の実施、全面緊急事態の段階 (第 3 段階) で一般住民の緊急輸送の実施を要請する。
- ② 住民避難に当たっては、自衛隊・海上保安庁・消防機関等防災関係機関の協力を得て、車両、船舶、ヘリ等の複数の避難手段を確保する。

(3) 住民避難の時機・手段および避難状況の把握

住民避難についての市町の対応は、次のとおりとする。

- ① 一般住民は、「原子力災害時の避難に関する暫定措置 (昨年 6 月策定)」で、あらかじめ指定された避難施設へ避難する。
- ② 災害時要援護者は、警戒事態の段階 (第 1 段階) で避難の準備をし、施設敷地緊急事態の段階 (第 2 段階) で避難を開始する。
- ③ 在宅の要介護高齢者・障害者等および病院の入院患者・社会福祉施設の入所者は、あらかじめ指定された福祉避難所や病院に避難する。
- ④ 市町は、災害時要援護者が避難の際に利用する「一時集合施設」および自衛隊等の車両からバス等により換えるための「避難車両中継所」を開設する。

原子力発電所近接 5 k m 圏の住民避難計画（素案）

緊急事態の区分 (国の原子力災害対策指針に基づく)	県	防災機関		市 町	住 民	
		自衛隊・海上保安庁	消防・警察		一般住民	災害時要援護者
警戒事態 (第 1 段階)	- 県原子力災害警戒本部の設置 - 災害時要援護者に対する避難準備指示 → 市町	出動準備、現地への進出	- 住民への広報 - 対象地域への車両等の交通規制	避難準備指示 → 災害時要援護者	一般住民	避難準備
施設敷地緊急事態 (第 2 段階)	- 県原子力災害対策本部の設置 - 災害時要援護者に対する避難指示 → 市町 - 一般住民に対する避難準備指示 → 市町	災害時要援護者の緊急輸送実施	- 救急車両による搬送出動 - 避難車両の交通誘導	- 避難指示 → 災害時要援護者 - 避難準備指示 → 一般住民	避難準備	避難開始
全面緊急事態 (第 3 段階)	一般住民に対する避難指示 → 市町	一般住民の緊急輸送実施	- 住民の避難誘導 - 避難延延者の有無の確認	避難指示 → 一般住民	避難開始	

※ [] は福井県が独自に行う措置を表す。

いま改めて 66 年前の日本国憲法制定過程を振り返る（第 2 回） －憲法問題に無関心な若者たちはどれだけ事実を知っているだろうか－

高 木 秀 男（日本科学者会議福井支部）

5. 憲法改正に対するGHQの対応と姿勢

憲法草案作成過程で大きなエポックとなった事件の一つは、前述した『毎日新聞』による政府案に関するスクープ記事である。この記事により日本政府案の考え方が予想以上に旧態依然であることを知ったマッカーサーは、衝撃を受け政府案要綱の提出を求めて検討させた。そして2月13日、これを「天皇の下における民主主義」という偽装にすぎないという結論を下した。このままではいけないと、マッカーサーは日本政府が審議するための草案をGHQが準備し、憲法のなかに採り入れるべき諸原則を明確にする必要があると考えた。

ところで、日本の降伏が予想よりも早かったために、連合国による日本占領はアメリカ政府の主導で行なわれ、事実上アメリカ単独の占領で始まった。実をいうとマッカーサーは憲法改正を非常に急いでいた。それは、1945年の暮れから日本の管理方式に大きな変更があったからである。12月16日からモスクワで始まった米英ソ三国外相会議は、旧枢軸国の占領管理方式について討論し、対日管理機構を改組して、極東諮問委員会（FEAC）に代わって極東委員会（FEC）を設置することになり、27日に「極東委員会及連合対日理事会付託条項」に調印した。

この付託条項は、委員会参加国を米国、イギリス、中華民国、フランス、インド、オランダ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、フィリピンの11ヶ国とし、委員会の任務として占領行政の「政策、原則及基準ヲ作成スルコト」「連合最高司令官ニ対シ発セラレタ

ル指令……行動ヲ……検討スルコト」、そのために米国政府はこの「指令ヲ最高司令官ニ伝達スベシ、最高司令官ハ委員会ノ政策決定ヲ表明スル指令執行ノ任務ヲ課セラルベシ」と定めていた¹⁾。つまりマッカーサーはFECの下に置かれたわけで、憲法改正といった憲政機構の根本的な変革はマッカーサーの独断ではできなくなったのである。そして1946年2月26日に極東委員会、4月5日に連合最高司令官の諮問機関である対日理事会の第1回会合が予定されていた。

実際、極東委員会は日本の憲法改正問題に重大な関心を示していた。そのため、GHQは極東委員会の影響力を極力抑制するためにも、それが動き出す以前に新憲法を成立させる必要があると考えた。連合国による対日管理方式が大きく転換されたこのころ、日本国内の憲法改正の動きも大詰め段階を迎えつつあった。政府の憲法問題調査委員会の草案の公表も間近にせまり、民間草案が発表され始めていた。その結果、GHQは急いで憲法草案を用意する必要があったのである。

もちろんアメリカ政府も、日本占領政策に対する極東委員会の影響力を押さえ込みたいと考えていた。だからアメリカ政府のSWNCC（国務・陸・海軍三省調整委員会）は、1946年1月7日に公式な方針として「日本統治体制の改革」と題する文書（SWNCC 228）を決定し、1月11日、マッカーサーに送付した。SWNCCは1944年に設置され、三省の次官補クラスによって構成された米国の対外政策決定機関である。

この文書には憲法改正についても重要事項がすべて網羅されており、具体的な示唆が行なわれていた。同文書は、あらゆる統治権に国民の意思が反映され、基本的人権が保障されること、したがって天皇制の廃止または改革が必要であるとする、きわめて長文の文書である。そして文書の最後に次のような重要な一文が付け加えられていた¹⁾。「最高司令官がさきに列挙した諸改革の実施を日本政府に命令するのは、最後の手段としての場合に限られなければならない。というのは、前記諸改革が連合国によって強要されたものであることを日本国民が知れば、日本国民が将来ともそれらを受け容れ、支持する可能性は著しく薄れるであろうからである。」

実は、天皇の戦争責任や天皇制の廃止問題は、憲法改正問題と直接関係していた。そのため、戦犯を裁いた東京裁判についてここで触れておく必要がある。東京裁判に備え「東京裁判条例」、正式には極東国際軍事裁判所憲章が 1946 年 1 月 19 日、マッカーサーの権限で発せられた。ヨーロッパの戦争犯罪を裁いたニュルンベルグの国際軍事裁判所憲章が、米英仏ソの四ヶ国による協定であったのに比べて大きな違いである。そればかりでなく、「被告人の責任」に基本的な違いがあった。

ニュルンベルグの国際軍事裁判所憲章第 7 条は、「国家の元首であると、政府各省の責任ある地位にある官吏であるとを問わず、被告人の公務上の地位は、その責任を解除し又は刑を軽減するものとして考慮されるものではない」と定めていた。一方、極東国際軍事裁判所憲章第 6 条は、「何時であるを問はず、被告人が保有した公務上の地位、もしくは被告人が自己の政府または上司の命令に従って行動した事実は、何れもそれ自体当該被告人をその間擬せられた犯罪に対する責任を免れさせるに足らないものとする」と定めた。

つまり東京裁判では、「被告人の責任」から「国家の元首」すなわち天皇が抜け落ちていたのである。この段階でマッカーサーは、すでに天皇の戦争責任を免責することを考えていたと推測される。実際、マッカーサーは 1945 年 11 月 29 日付で統合本部から天皇の戦争犯罪行為の有無について情報・資料を収集するよう指示を受けたのに対し、1946 年 1 月 25 日付でアイゼンハワー陸軍参謀総長あてに、戦争犯罪に該当する証拠は見つからなかったと返事を書いている。

後に憲法改正を担当することになる GHQ 行政部では、1945 年末から民主化改革の実施に備えて人員の増強と機構改革を立案し、1946 年 1 月中旬には日本政府の新憲法草案が出された場合の対応を整え始めていた。そんな時期の 1 月 17 日、FEC の訪日団と GHQ 民政局との会合が行なわれた。出席したのは GHQ 側からホイットニー新民政局長、ケーディス行政部長ら 11 名、FEC 側からはマッコイ議長、ジョンソン事務局長らソ連をのぞく十ヶ国の代表 11 名であった。この会議では、憲法改正について検討しているかという問いに対し、GHQ の代表は「していません」ととぼけた返答をしている。

そして、FEC の訪日団が 2 月 1 日に離日したその日の『毎日新聞』に、政府の「憲法問題調査委員会試案」がスクープされたのである。ホイットニーはこのスクープを待っていたかのように、GHQ による憲法草案起草へと動き出した。GHQ がいかに政府に督促しても、政府案が閣議決定を経て公表されるまでには時間がかかったはずである。遅くなれば極東委員会の干渉を受けることになるから、GHQ は事を急いでいた。まさに『毎日新聞』のスクープは GHQ にとって恵みの雨であった。だから、このスクープには裏があるのではないかという疑い

がもたれたことがある¹⁾。

その真偽はともかく、ホイットニーは「毎日のスクープ」の英文訳に添えられた 2 月 2 日付のマッカーサーあて文書の最後で、次のように進言した。

「私は、憲法改正案が正式に提出される前に彼等に指針を与える方が、われわれの受け容れ難い案を彼等が決定してしまつてそれを提出するまで待った後、新規まき直しに再出発するよう強制するよりも、戦術としてすぐれていると考えたのです。」

結局、『毎日新聞』のスクープは、政府案を非公式に公表させ、GHQばかりでなく国民にも政府案を知らせ、その評価が低いことを政府に納得させ、政府の正式草案の前にGHQ案を示して「指針」を与え、急いで草案作成に向かわせる絶好の機会になったと言える。ホイットニーの進言を受けマッカーサーは、2月2日に「マッカーサーの三原則」として知られる次のような憲法改正の必須要件を彼に示した¹⁾。

1. 天皇は国の最高位（元首）の地位にある。皇位は世襲される。天皇の職務および権能は、憲法に基づき行使され、憲法に示された国民の基本的意思に応えるものとする。
2. 国権の発動たる戦争は、廃止する。日本は、紛争解決のための手段としての戦争、さらに自己の安全を保持するための手段としての戦争をも、放棄する。日本は、その防衛と保護を、今や世界を動かしつつある崇高な理想に委ねる。日本が陸海空軍をもつ権能は、将来も考えられることはなく、交戦権が日本軍に与えられることもない。
3. 日本の封建制度は廃止される。貴族の権利は、皇族を除き、現在生存する者一代以上には及ばない。華族の地位は、今後どのような国民的または市民的な政治権力も伴うものではない。予算の型は、イギリスの制

度にならうこと。

この「マッカーサー三原則」と先のSWNCC 228 文書を比較すると、いくつかの点で違いがみられる。三原則で定めた「戦争の放棄」はSWNCC 228 文書には見られず、SWNCC 228 文書が国民主権、あるいは国民主権を実現する立法、行政機関の在り方、人権条項に関心を示しているのに対し、三原則は国民主権や人権には直接ふれず、封建制度の廃止だけに触れている。

さてGHQによる憲法草案作成の実質上の作業は、民生局に委員会が作られ2月4日から始められた。作業全体を統括する運営委員会の下に8つの委員会が組織された。そのメンバーは以下の通りである¹⁾。

運営委員会：ケーディス陸軍大佐、ハッシー海軍中佐、ラウエル陸軍中佐、エラマン嬢

立法権に関する委員会：ヘイズ陸軍中佐、スウォープ海軍中佐、ハウギ海軍中尉、ノーマン嬢

行政権に関する委員会：ピーク、ミラー、エスマン陸軍中尉

人権に関する委員会：ロウスト陸軍中佐、ワイズ、シロタ嬢

司法に関する委員会：ラウエル陸軍中佐、ハッシー海軍中佐、ストーン嬢

地方行政に関する委員会：ティルトン陸軍少佐、マルコム海軍少佐、キーニ

財政に関する委員会：リゾー陸軍大尉

天皇・授権規定に関する委員会：ネルソン陸軍中尉、プール海軍少尉

前文：ハッシー海軍中佐

作業は1週間という短期間で行なわれ、2月10日にいちおう完了しマッカーサーに届けられた。草案作成にあたっては、アメリカ各州憲法、ドイツのワイマール憲法、フランス憲法、ソ連憲法、日本側の各種草案とくに憲法研究会

案が参照されたという。なお第 24 条の男女平等の項目を書いたベアテ・シロタ・ゴードン (1923 ~ 2012) は憲法草案に関わった最後の生き残りであったが、2012 年 12 月 30 日に亡くなった。

2 月 13 日、ホイットニーらは、日本側代表の松本丞治・吉田茂 (1878 ~ 1967)・終戦連絡事務局参与の白洲次郎 (1902 ~ 85) らと会い、非民主的な日本政府案を拒否したうえで、後に憲法 9 条となる戦争放棄条項を含む GHQ 案を手渡した。そしてこの案をもとに草案を新たに作成するように命令した。その際、GHQ が本気であることを示すために、もし必要なら GHQ 案を日本国民に提示する用意があると念をおした。

こうして 2 月 13 日は「松本案」に対する GHQ の回答をもらう日であったが、実際には「GHQ 草案」を受け取る日となってしまった。法制局第一部長であった佐藤達夫は、「日本国憲法成立史 2 - “マッカーサー草案” から “日本国憲法” まで」『ジュリスト』82 号のなかで、「この日、2 月 13 日こそは日本国憲法受胎の日ともいうべき歴史的な日であった」と記した。

この日、ホイットニーは GHQ 草案を提示するにあたって、次のように述べたと日本側の記録にある¹⁾。

「本案ハ内容形式共ニ決シテ之ヲ貴方ニ押付ケル考ニアラサルモ実ハ之ハ「マッカーサー」元帥カ米国内部ノ強烈ナル反対ヲ押切り天皇ヲ擁護申上クル為ニ非常ナル苦心ト慎重ノ考慮ヲ以テ之ナラハ大丈夫ト思フ案ヲ作成セルモノニシテ又最近ノ情勢ヲ見ルニ本案ハ日本民族ノ要望ニモ合スルモノト信ス」

このような GHQ の対応に対し、日本政府側は政府案にこだわり、政府案の「説明補充」を作って抵抗を試みた。だが GHQ 側の意思は固く、もし GHQ の要求を拒否すればもっと大き

なもの失う恐れがあると判断した政府は、不承不承 GHQ 案をもとに可能な限り日本側の意向を採り入れた草案を目指すことにした。

6. 「3 月 6 日案」と「4 月 17 日案」の発表とその反響

当初 3 月 11 日までに起草を完了する予定であったが、GHQ が作業を早めるよう督促しつづけたため、3 月 2 日 (土) に日本語で書かれた最初の試案 (3 月 2 日案) を完成させ、3 月 4 日 (月) に松本は佐藤達夫を同行させ GHQ へ提出した。その案は、GHQ 案から人民主権、平和主義、国際協調などに関する前文を削除し、基本的人権を幅広く制限した内容的には GHQ 案を大幅に後退させたもので、むしろ明治憲法に近い内容のものであった。

そして GHQ と日本政府代表との有名な長い徹夜の交渉が始まった。まずケーディスは日本案に前文がカットされているのを発見し、GHQ の前文をそのままつけろと要求し、各条項についても日本化によって民主化が後退したところをつぎつぎと指摘し、修正を要求した。交渉で自分の意見が入られないのに怒った松本は、家に帰ってしまい二度と GHQ は姿を現すことはなかった。そのため通訳を除けば一人残された佐藤の孤軍奮闘が始まった。そして GHQ との共同審議は 30 時間一睡もしないで続けられ、3 月 5 日午後 4 時やっと作業が終了した。東京帝大法学部教授の経歴をもつ誇り高き松本にとって、3 月 4 日のケーディスとの折衝は、「法律家としての敗戦」、あるいは軍隊用語でいえば「玉砕」を意味していた。

高野岩三郎や鈴木安蔵が GHQ 案に近い民間草案を起草しえたのは、戦前・戦中を通じて彼らが権力の弾圧に抗して、抑圧に苦しむ人々の生活と人権を擁護し、そのための学問をしてきたからである。近代憲法を起草することは、抑

庄に苦しむ人々の人権を保障すること以外の何物でもない。もともとこの立場にたった思想をまったく持たない松本のような人間には、「新憲法制定の父」になる資格はなかったのである。

ところで政府の憲法問題調査委員会（松本委員会）の一員で比較的若手の憲法学者・宮澤俊義の態度は、どうであったのであろうか。彼は 2 月中旬には松本委員会で松本乙案に取り組んでいたところとは、まったく別の考えを持ち始めていた。そしてその考えの一端を『改造』（1946 年 3 月号）に「憲法改正について」と題して発表した。

そこで彼は次のように書いている。

「このたびの憲法改正の理念は一言でいへば平和国家の建設といふことであらうとおもふ、……日本を真の平和国家として再建して行かうといふ理想に徹すれば、現在の軍の解消を以て単に一時的な現象とせず、日本は永久に全く軍備を持たぬ国家——そのみが真の平和国家である——として立つて行くのだといふ大方針を確立する覚悟が必要ではないかとおもふ、……」

これはまさに GHQ 案の「戦争の放棄」に非常に近い。彼は『昭和思想史への証言』（毎日新聞社）のなかの憲法学者・小林直樹（1921～）との対談で、GHQ 案を覗いたことがあると証言しているので、GHQ 案を知ったうえでこの論考を書いたに違いなからう。こんな所にも彼の時代を読んだ変わり身のはやさが伺われる。ともかく宮澤は『改造』論文によって、松本乙案から GHQ 案への戦後憲法理念への大幅な転向を表明し、つづいてその法理論を意味づけるために『世界文化』（1946 年 5 月号）に「八月革命の憲法史的意味」を発表した。

こうして 3 月 6 日、政府から「憲法改正草案要綱」が正式に発表され、翌日の新聞に掲載された。幣原首相は、要綱発表にあたってまず天

皇の勅語を公表したあと、「謹話」を発表した。その中で彼は天皇が非常なる御決断を以て憲法改正を決意したと述べ、最後に「政府は連合国総司令部との緊密なる連絡の下に、憲法改正草案の要綱を発表する次第であります」と謹話を締めくくった。

なおマッカーサーも、この日に次のような声明を発表した。

「余は今日、余が全面的に承認した新しき且つ啓蒙的な憲法を日本国民に提示せんとする天皇並びに日本政府の決定について声明し得る事に深き満足を表するものである。この憲法は五ヶ月前に余が内閣に対して発した最初の指令以来、日本政府と連合軍最高司令部の関係者の間における労苦に満ちた調査と数回に亙る会合の後に起草されたものである。」

さて、その後の日本政府の仕事は、この要綱を法律形式に改めることであつた。その際、作家の山本有三（1887～1974）や国語学者の安藤正次（1878～1952）らを中心とする国語運動連盟から出された、難しい漢語を使わず口語体を用いるようにという提案が採用され、4 月 17 日に口語体による「帝国憲法改正案」（4 月 17 日案）が発表された。そしてこの案の公式の英語翻訳版が 4 月 22 日に GHQ に提出された。

では、この「3 月 6 日案」や「4 月 17 日案」に対する国内外の反響はどうであったであろうか。「3 月 6 日案」に対する反響はさまざまであつた。一般国民からは一部疑問もだされたが、大きな反発もなく「3 月 6 日案」はおおむね好意的に受け取られたといえる。具体的には、鈴木安蔵の『憲法制定前後』²⁾に、天皇制・戦争放棄・基本的人権などに関する当時出された様々な意見が紹介されている。そして口語体で書かれた「4 月 17 日案」はさらに好評であつた。

政党では、二大保守政党の自由党と進歩党が、「原則的に賛成」を表明した。その理由は両者

とも似ており、「草案要綱が天皇制の護持、基本的人権の尊重、戦争の放棄を主内容とする点でわが自由党が発表した憲法改正案の原則と全く一致する」というものであった。ほんの二ヶ月前、自由、進歩両党が明治憲法と大差のない憲法草案を出したことを思いおこせば、保守両党の欺瞞的な表明には驚くほかはない。

日本共産党は、宮本顕治(1908～2007)が『前衛』(第3号)に「新民主主義憲法のために」と、『言論』(1946年3月号)に「民主憲法の基礎」を発表した。宮本は政府改正案が「天皇制と資本主義制度の維持」が大きな柱となっていることを指摘し、憲法が民主的と言いうるためには、戦争犯罪人の一掃、天皇制の廃止、人民共和国の樹立、農村の寄生的土地所有制度の廃止、労働者・農民・勤労大衆の生活条件の根本的改善の実現が保障されなければならないと主張した。また政府改正案は主権在民の憲法とはいえないとしてその理由を述べ、第1条に天皇の規定が出てくると自体がおかしいが、その規定自体も「現実に対する徹底した欺瞞である」と主張した。

絶対主義的天皇制のもとでの特高警察や軍部によって徹底的に弾圧された日本共産党が、象徴天皇とはいえ天皇制の温存に強く反発したのは当然であった。日本共産党は政府改正案を「進歩的な形態を取っているが、天皇制政府の自己保存策にすぎない」と批判し、実質的に「反対」を表明した上で、3月8日に天皇制の廃止・労働者の権利など5点の具体的な提案を行なった。

そして急いで日本共産党案を作成し、6月29日に「日本人民共和国憲法案」として発表した。その草案の特徴は、天皇制の廃止・人民共和国の建設を基本に、国家からの自由、基本的人権、男女平等・死刑の廃止・休息の権利・団結権・生存権・教育権など、人民・労働者の具体的な人権規程を盛り込んだものであった

(その全文は鈴木安蔵の『憲法制定前後』に掲載されている)。

日本社会党は、「ポツダム宣言の忠実な履行と民主主義的政治に対する熱意の表明」として賛意を表する一方、天皇の大権に属する事項が多すぎるとして、天皇と議会に関して4点注文をつけた。

政府の草案に近い草案を発表した憲法研究会の鈴木安蔵は、かなり批判的であった。彼は、人民主権・戦争放棄・民主主義の徹底をより確かなものとするという観点から、天皇の即位についての議会承認の不備・民族人種差別禁止規定の欠落・経済的不平等等は正規定の欠落・労働者の生存権規定の不明確性など、日本政府がばかそうと努力した点を的確に批判するとともに、直接民主主義の導入など民主主義の徹底を強化するための意見を『讀賣報知新聞』(3月9、10、11日号)に発表した。一方、松本委員会の委員であった宮澤俊義は、以前の態度を一変させて全面的に「賛成」という評価を下した。

結局、憲法改正に対してはやくから関心をもち、明治憲法の大幅あるいは全面的な改正を考えていた団体・個人は、より民主的にすべきという立場から政府の草案要綱に批判的であり、逆に明治憲法のせいぜい小幅な改正を考えていた団体・個人は草案要綱を支持するという、現在の眼から見ると逆のような現象がおきた。

一方、3月6日に憲法改正草案要綱が突然日本政府から発表され、マッカーサーがこれに対する承認声明を出したことは、マッカーサーの越権行為として活動を開始した極東委員会構成国はもとより、アメリカの本国政府・国務省をいたく刺激した。このときのマッカーサーと米国政府や極東委員会とのやりとりについては、古関の『日本国憲法の誕生』¹⁾に詳しい。

寝耳に水の国務省はマッカーサーの独断専行を難詰し、極東委員会も不快感を示した。日

本国憲法改正問題のような重要問題については、極東委員会結成の際のコミュニケによっても、明らかに総司令部単独で行動することは許されないものとされていた。しかしマッカーサーおよびアメリカ本国は、できるだけこの問題への極東委員会の関与を避けようとした。1946 年 3 月 20 日、極東委員会は政府草案が法的に確定される前に委員会の審査に付せられるべきであると決議したが、マッカーサーからは回答がなかった。

極東委員会からのさまざまな要求や意見に対し、マッカーサーは「極東委員会が、付託権限では政策決定機関であることに間違いはないが、日本の管理政策についての実施に対する執行権、機能、責任を持ち合わせていない。これらは、すべて最高司令官が保有している。極東委員会は、日本政府および最高司令官が、降伏文書を履行、実行、施行するために行なういかなる措置に対しても事前承認を要求する権利を与えられていない」と、あくまでも強気に抵抗して主導権を保持しつづけた。

極東委員会は、4 月 10 日に予定されていた戦後最初の総選挙を時期尚早で反動政党に有利となり、憲法草案について国民が考える時間がほとんどないとして時期の延期を要求した。これらの動きに対し、マッカーサーは聞く耳持たぬという強引な態度を保持し続けて時間をかせぎ、結局、自分の意思を押し通してしまった。こうして彼は、総選挙後の第 90 回帝国議会将を憲法制定議会として政府原案のみを上程させることに成功した。

そして「4 月 17 日案」が公表される約 1 週間前の 4 月 10 日、新選挙法による戦後最初の衆議院議員選挙が実施されたのである。その結果、公職追放の影響を受けた幣原のひきいる進歩党が 94 議席で第 2 党に後退し、かわって鳩山一郎 (1883 ~ 1959) のひきいる自由党が

141 議席で第 1 党となった。そして日本社会党が 93 議席に大躍進し、日本共産党は初めて 5 議席を得、国民協同党 14 議席、諸派・無所属 119 議席の内訳となった。

4 月 22 日に幣原内閣は総辞職し、自由党が単独で組閣することになったが、その矢先の 5 月 3 日、GHQ が鳩山一郎自由党総裁の公職追放を指令したため、鳩山にかわって総裁となった吉田茂による第一次吉田内閣が 5 月 22 日に誕生した。そして吉田は帝国議会開催の前日、憲法担当の国務大臣として、元法制局長官の金森徳次郎 (1886 ~ 1959) を追加した。

さて話をもどすと、極東委員会は 5 月 13 日に新憲法の採択について次のような決定を行った。

「新憲法の採択に対する基準は、憲法が最終的に採択されたときに、事実上日本国民の意思の自由の表現であることを確保するようなものでなければならない。この目的のためには、次のような原則が遵守されなければならない。

1. 新憲法の条項を十分に論議し考究するために適当な時間と機会とが与えられなければならない。
2. 1889 年の憲法から新憲法にいたる完全な法律上の連続性が確保されなければならない。」

さらに極東委員会は、7 月 2 日に、新憲法が民主的なものとなるように、5 項目からなるかなり具体的な「日本の新憲法についての基本原則」を決定した（その詳細については鈴木安蔵の『憲法制定前後』参照）。アメリカ政府もマッカーサーも、新憲法が効力を発生するまえに極東委員会に提出されるべきであるということとは否定できなかったが、日本政府案は帝国議会で審議されだしていて、根本的にそれを修正する十分な時間的余裕がなかった。そのため極東委員会はやむを得ず、マッカーサーとの交渉の過

程を通じて同委員会の意見を日本側に政府案修正という形で反映させるという手法をとった。その結果、同委員会の主張は入れられたものもあったが、入れられなかったものもあった。

そして 9 月 26 日の段階では、極東委員会は、ソヴィエト代表をのぞくすべての委員が、新憲法法案を承認した。だがオーストラリアとニュージーランドの代表は、この憲法制定の過程では、先に委員会が決議した「日本国民の意思が自由に表明されるべき」という方針に十分合致していないと主張した。その結果、10 月 17 日、極東委員会は「憲法が施行されてから 1 年より早くなく、2 年より遅くない期間内に、新憲法に関する事情が国会において再検討されなければならない」と決議した。やがてその時期が来たとき、各国は日本国憲法が比較的良好に機能しており、根本的に再改正する必要のある条項はないと判断したようである。

7. 国会審議による修正

さて、1946 年 6 月 20 日から始まった衆議院本会議でもっとも注目をあつめたのは、「国体問題」つまり新憲法で国体は変わったか否かという問題であった。北一輝（1883～1937）の実弟で自由党の北^{れいきち}吟吉（1885～1961）が、「一部の者は新憲法では主権在君から主権在民に変わるので、これは国体の変更であると言っている。しかし君と万民は融和しており、この信念は変わらないので国民の中に天皇も加えればよいと思う。政府は国体には変更がないということ国民に徹底すべきではないか」と政府の見解をただと、

答弁に立った吉田首相は、「国体は変わっていない」と次のように答えた。

「皇室ノ御存在ナルモノハ、是ハ日本国民、自然ニ発生シタ日本国体其ノモノデアルト思ヒマス、皇室ト国民トノ間ニ何等ノ区別モナク、

所謂君臣一如デアリマス、君臣一家デアリマス……国体ハ新憲法ニ依ツテ毫モ変更セラレナイノデアリマス。」

だが次に質問に立った同じ自由党の北浦圭太郎は、次のように嘆いた。

「此ノ草案ハ形式ニ於テハ天皇制擁護ニ間違ハアリマセヌ、実体的ニハ箇条ノ条文中何処ニ素晴シイ天皇制擁護ハアルノデアルカ……色々規定シテ花ハ持タセテアリマス、花ハ花デモ、此ノ花ハ七重、八重、花ハ咲イテ居リマスケレドモ、山吹ノ花、実ハ一ツモナイ悲シキ憲法デアリマス。」

この「山吹憲法」という表現は、当時かなり有名となったという。憲法改正特別委員会が開かれると、社会党の委員から政府答弁は詭弁だという批判がだされた。及川規は国体とは「其ノ国家ノ最高ノ意思ヲ構成スル自然人ノ意思力国民全体ノ意思力或ハ君主一人ノ意思力」、つまり「主権ノ所在」ということではないかと、迫った。これに対し答えた金森は、法律学者の国体解釈を「政体」と名付け、「国体」とはあくまでも国民の心の問題であり、したがって変わっていないと答えた。結局、国会での国体論議は堂々めぐりで終わってしまった。

この国体論議について、当時は「国民主権が新憲法の大原則であることをはっきりさせないようにして置いた方がいいじゃないか」という気持ちがあったと、宮澤俊義は回想している³⁾。ところで新憲法で用いられた「国民」とは何であろうか。現行憲法の第 10 条には、「日本国民たる要件は、法律でこれを定める」とある。しかし、この条項は GHQ 草案にも日本政府案にもなかった条項である。だが明治憲法には「日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル」とあった。

ではなぜ日本国憲法に第 10 条が新たに挿入されることになったのか。それは小委員会での

自由党・進歩党・協同民主党の保守三政党から修正案が出されたことによる。実は、ここには重大な法技術が隠されていた。「日本国民たる要件は、法律でこれを定める」と定めた際の法律とは何か。それは数年後に制定をみる「国籍法」を意味する。すなわち「日本国民」とは「日本国籍所有者」を意味する。

ということは、第 11 条の「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」という規定は、日本国籍を有しない在日外国人が基本的人権の享有を妨げられるとも読み替え可能ということになる。たとえば国民年金法が被保険者資格を、「日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の日本国民」と定めているため、日本に 1910 年以降在住し、11 年にわたって保険料を納付したにもかかわらず、「日本国民」でなかったために年金の給付を受けられなかった事例が実際に存在するのである¹⁾。

GHQ 案の人権規定は米国憲法の流れをくみ、政府案も GHQ 案を下敷きにしたため明治憲法よりはるかに手厚い規定がされたが、社会権については、ワイマール憲法やソ連憲法よりかなり見劣りがした。そこで日本社会党は、議会を通じて社会権の充実、とりわけ生存権、労働権、母性の権利・働く女性の権利について強く主張した。婦人参政権を認めた戦後最初の総選挙で衆議院議員となった加藤シズエ（1897～2001）は、その中心となった。社会権にかかわる日本社会党の修正案は、小委員会の議論のなかで次第に尻つぼみとなったが、それでも憲法第 25 条第 1 項となって実を結んだ。

つぎにもう一つの重要な社会権である教育権の問題に触れなくてはならない。教育権の問題は、議会での審議を通じて GHQ 案や政府案よりもその内容は豊かになった。政府案では教育権について次のように規定していた。

「すべての国民は、法律の定めるところによ

り、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

すべて国民は、その保護する児童に初等教育を受けさせる義務を負う。初等教育はこれを無償とする」

この草案の修正運動に立ち上がったのは青年学校の教員たちであった。青年学校は 1935 年に実業補習学校と青年訓練学校とを併合して作られた学校である。尋常小学校卒業で中等学校に行けなかった青少年に、軍事教練をはじめとするファシズム教育を行なった学校で、1939 年から男子のみ義務制となった⁴⁾。中等学校と比べて差別されてきた青年学校の教師や生徒が、戦後をむかえて中等学校との平等な教育を望んだのである。

そして青年学校の教師たちは、全国青年教育振興大会を開き、「スベテ国民ハ其ノ保護スル青少年ニ法律ノ定ムル年齢マデ教育ヲ受ケセル義務ヲ負フ」ことを求め猛運動を開始した。憲法改正特別委員会で新光倶楽部の大島多蔵議員は、この問題を取り上げ条項の修正を要求した。そして最終的には政府案 24 条は 26 条となり、26 条 2 項は、

「すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償にする。」

となった。小さな修正のようにみえるが、この修正によって義務教育が中学校まで延長されたのである¹⁾。

さて、議会における政府案議論のなかでもっとも関心がもたれたのは、第 9 条の「戦争の放棄」である。なかでも自衛権にかかわる問題については多くの質問がなされた。予想された「自衛権は認められるか」という想定質問に対する政府の想定問答集には、次のような回答が用意されていた。

「戦争放棄に関する規定は、直接には自衛権を否認してゐないが、一切の軍備と国の交戦権を認めてゐないので、結果に於て自衛権の発動として、本格的な戦争は出来ないこととなる。」

ところが、衆議院本会議で日本共産党の野坂参三 (1892 ~ 1993) が、戦争を「侵略戦争」と「防衛的ナ戦争」とにわけ、「此ノ憲法草案ニ戦争一般抛棄ト云フ形デナシニ、我々ハ之ヲ侵略戦争ノ抛棄、斯ウスルノガモツトモ的確デハナイカ」と迫ると、吉田首相は「私ハスクノ如キコトヲ認ムルコトガ有害デアルト思フノデアリマス。近年ノ戦争ハ多クハ国家防衛ノ名ニ於テ行ハレタコトハ顕著ナル事実デアリマス。故ニ正当防衛権ヲ認ムルコトガ偶々戦争ヲ誘発スル所デアルト思フノデアリマス」と答えた。

日本政府の九条解釈は戦後どんどん変わり、いわゆる「解釈改憲」が行なわれてきた⁵⁾が、この吉田答弁が新憲法制定時の政府の公式解釈であった。そして憲法草案に対する審議が特別委員会から小委員会へ移り、戦争の放棄に関する条項には「芦田修正」と呼ばれる重要な修正も加えられた。その説明に入る前に、政府案と委員会案を次に示す。

政府案：

国の主権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、他国との間の紛争の解決の手段としては、永久にこれを放棄する。

陸海空軍その他の戦力は、これを保持してはならない。国の交戦権は、これを認めない。
委員会案：

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他

の戦力は、これを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。

後日、「芦田修正」と呼ばれるのは、芦田が提案し委員会案で挿入された「前項の目的を達するため」の部分である。ここで前項の目的とは、「国策遂行の具としての戦争、または国際紛争解決の手段としての戦争を行なうことの目的」をさし、だから自衛のための武力行使を禁じたものとは解釈できないと芦田は述べている。

後に自民党が憲法改正に乗り出した目的は、出来たばかりの自衛隊の合憲化にあった。憲法改正を目的に内閣に憲法調査会を設置する憲法調査会法が衆議院で可決された翌日の 1956 年 3 月 30 日、『東京新聞』は一面トップに芦田の寄稿文「憲法はこうして生まれたー秘められた歴史的事実ー」を掲載した。彼は自分の日記に基づいて歴史的事実を公表し、そのなかで次のように述べた。

「(九条) 第二項については、武力および戦力の保持に制限を加え、第九条の侵略戦争を行うための武力はこれを保持しない。しかし、自衛権の行使は別であると解釈する余地を残したいとの念慮から出たものである。私は、7 月 27 日に第九条の修正案を小委員会に提出した。これは秘密会であったから速記録は公開されていない。しかし国会に密封して保管してある速記録には全部記録されているはずである。」

そして芦田死後の 1979 年 3 月 12 日、『東京新聞』は芦田の日記の一部を公開した。そこには次のように書かれていたという。

(1946 年) 7 月 27 日 (土) 晴

憲法改正特別委員会小委員会における逐条審議で、私は第九条の修正案を提出した。第九条一項の冒頭に「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」と加えること。また第二項に「前項の目的を達するため」との字句を添入することである。

第一項の修正は、原文の字句が唐突なので戦争放棄を決意する日本国民の気持を表現するために、追加したものである。

第二項は、武力および戦力の保持に制限を加え、第九条の侵略戦争を行うための武力は、これを保持しない。しかし、自衛権の行使は別であると解釈する余地を残したい、との配慮からでたものである。小委員会で、この修正の真意についてとくに言及しなかった。字句修正にとどめた。

この日記の公表によって、「芦田修正が第九条で自衛のための戦力保持を禁止しないためのものであった」とする再軍備論を補強する根拠として広く引用されることになった。しかしながら、本物の『芦田均日記』（岩波書店）が1986年に刊行されると、そんな記述はどこにもなかったのである。その後の東京新聞社の内部調査によって、新聞記者の作文であったことが明らかにされた。

一方、封印されていると言われている小委員会の議事録は未だに公開されていない。だがGHQには英訳された議事録が残されていた。その翻訳版『憲法改正小委員会秘密議事録—米国公文書公開資料』（第一法規出版）が1983年に公刊された。そこにはもちろん、芦田が「芦田修正」にあたり「自衛権の行使は放棄していない」などと発言している部分はどこにもない。

さて、並行する日本の国会の動きをみてみよう。「4月17日案」は明治憲法の慣行に従い枢密院に諮詢され、1946年6月8日に可決された。そして6月20日の第90回帝国議会に提出され、6月25日の衆議院本会議に上程された。衆議院では約二ヶ月間にわたり、天皇制、国民主権、戦争放棄、基本的人権、貴族制度の廃止など憲法全般について非常に活発な議論が展開された。その結果、憲法の性格・人権・統治機構の全般にわたって重要な修正がなされた

が、8月24日の本会議の決議では圧倒的多数の賛成で可決された。

貴族院での議論は衆議院ほど活発ではなかったが、①公務員の選挙における成年者の普通選挙の保障、②国務大臣は文民とする、という修正がなされた。参議院で修正された修正案は衆議院に回付され10月7日、「象徴天皇」という形で天皇制の残骸が残されたことから日本共産党の5名が反対を表明したものの、修正なしに再可決された。このように日本国憲法案は約三ヶ月半の長期にわたって審議され、圧倒的多数で可決された。日本国民は民主的な手続をもって日本国憲法案を審議し、かつ自主的に可決したといえる。この時点では日本政府・日本国民・GHQ・極東委員会すべてが日本国憲法の制定を目指していたのである。

なお日本国憲法をすみやかに公布し施行するために、その日程が議論され施行日を1947年5月3日にすることが決められた。この日を施行日とすると、公布日は1946年11月3日となる。11月3日は現在では文化の日であるが、この日は明治天皇の誕生日であり、戦前は「明治節」と呼ばれる祝日であった。GHQはそのことに後で気づいて「明治天皇の誕生日をわれわれの民主主義の実質で満たしてやる結果になった」と悔しがったという。

(つづく)

参考文献

- 1) 古関彰一『日本国憲法の誕生』岩波現代文庫 (2009)
- 2) 鈴木安蔵『憲法制定前後』青木書店 (1977)
- 3) 宮沢俊義『新生日本の道標『新憲法』』三國一朗編『昭和史探訪』5 (終戦前後) 番町書房 (1975)
- 4) 鷹野良宏『青年学校史』三一書房 (1992)
- 5) 小林直樹『憲法第九条』岩波新書 (1982)

＝新著紹介＝

西條敏美『知っていますか？ 西洋科学者ゆかりの地 IN JAPAN － PART1 新しい世界を開いた西洋科学者－』 恒星社厚生閣

高 木 秀 男（日本科学者会議福井支部）

1. 科学史跡散歩

この本は本誌で何回も紹介した科学史家・西條敏美氏の著書である。日本科学史学会で活躍する西條氏は、ユニークな視点でこれまで『虹ーその文化と科学ー』『測り方の科学史Ⅰ、Ⅱ』『単位の成り立ち』『物理定数とは何か』『理科教育と科学史』をはじめ多数の興味ある本を出版してきた。

西條氏の著作のなかに、「科学散歩シリーズ」とも呼べる一連のものがある。『西国科学散歩上、下』『東国科学散歩』『理系の扉を開いた日本の女性たち』がそれである。今回の新著はこのシリーズに属する本で、『知っていますか？

西洋科学者ゆかりの地 IN JAPAN』のPART 1（新しい世界を開いた西洋科学者）で、引きつづきPART 2（近代日本の建設に貢献した西洋科学技術者）が出版される予定である。

これら科学散歩シリーズでは、西條氏は実際に科学技術者ゆかりの地を自分の足で訪ね、彫像・記念碑、記念樹、記念館、墓碑などを見学し、科学技術者の生い立ち・業績・エピソードを紹介している。学校の音楽室にはたいてい有名作曲家の写真が飾ってあったものだが、科学者の写真が教室や理科室に飾られることはほとんどなかった。この事実が西條氏を科学散歩にいざなったという。彼のシリーズを読むと、全国各地に意外と知られていない科学史跡があることがわかる。中にはほとんど注目されず訪れる人もまれな史跡もあるという。そういう意味でも、このような本で各地の科学史跡を紹介する意義は大きいといえよう。



PART 1 の本書で紹介している主たる西洋科学者は、ヒポクラテス、ニュートン、メンデル、パスツール、ファーブル、ゲーテ、コッホ、特斯拉、レイナルド・ダ・ヴィンチ、ローエル、レントゲン、ヘルツ、エジソン、ナイチンゲール、ペスタロッチ、マリー・キュリー、ジェンナー、アインシュタイン、デュナンの 19 名である。

なおPART 2ではミルン、ローレツ、ベルツ、コンドル、ヘールツ、シモンズ、ブラント、スクリバ、エアトン、パーマー、ヘボン、モレル、ヴェルニー、モース、グリフィス、ワグネル、ボードウィン、ハラタマ、シム、コワニエ、デ・レイケ、シーボルト、ツェンペリー、ポンペ、ウィ

リスの 25 名が登場する。PART 1 に比べて PART 2 の方に、知らない名前が並んでいると感じる人が多いのではないだろうか。なお本書の巻末には、西洋科学者の銅像・記念碑・墓碑等の一覧表が資料として掲載されていて役に立つ。

科学者のエピソードをたくさん知っていればいるほど、科学史跡めぐりも楽しくなる。PART 1 に取り上げられた人の中からコッホ、ゲーテ、ニュートン、アインシュタインについて、二、三のコメントをしておこう。

2. コッホと森鷗外

私は拙著『事例から学ぶ科学社会学』¹⁾ の第 1 章に、「医学者としての森鷗外」を書いた。医学史における有名な啓蒙説話となっている日本における脚気研究の歴史に、医学者・森林太郎が果たした負の役割と、それが文学者としての森鷗外にどのように影響したかについて述べた。明治時代には脚気がとりわけ軍隊などで猛威を振るっていた。理由は分からなかったものの麦飯の供与や洋食への変更によって、脚気絶滅作戦は軍隊で成果をあげた。

1884 年に兵食の研究のためにドイツに留学した陸軍軍医の森林太郎は、「日本兵食論」という論文を書いたが、その内容は「栄養学的にみて日本食（米飯）に問題なし」というものであった。この論文と彼が帰国後に行なった「兵食試験」は後々まで脚気論争に影響を及ぼし、麦を戦地に送らなかったために日露戦争で大量の脚気死亡者をだし、「鷗外最大の悲劇」と呼ばれる結果をもたらした。

日露戦争後、大量の脚気死亡者を出した陸軍は患者を出さなかった海軍から非難され、両省の軍医間で論争が起きた。森林太郎は 1907 年に陸軍医務局長・軍医総監に出世するが、論争に終止符を打つべく臨時脚気病調査会を発足

させ、自らその会長に就任する。彼の初仕事は、当時来日していたコッホに脚気病の研究方針について聞く機会を設け、森、青山胤通東京帝大学長、北里柴三郎伝染病研究所所長の三者で話を聞き、「脚気は伝染病だと思う」という答えを引き出すことであった。当時は細菌学が全盛の時代で、「脚気菌」を探す努力がなされており、それを発見したという報告もいくつもあったが、それらはすべて間違いであった。それでも森はノーベル賞受賞の細菌学者・コッホの権威を利用して、「麦飯が脚気に効く」という説に反論しようとしたのである。脚気病の原因がビタミン B₁ の欠乏によるものであることが明らかにされるのは、それから間もなくのことである。

脚気は小麦から作るパンを食べている西洋には存在しない病気で、米を主食とする東洋の風土病であった。明治期の栄養学は栄養の三要素学説が説かれてただけで、生命維持に三要素以外にビタミンというものが必須であることは知られていなかった。そのため細菌学者のコッホには、脚気について正しいコメントができなかったのである。だからといって、コッホの業績に傷がつくわけではけっしてない。大学者でも失敗することは当然ありうるのである。

1912 年、医務局長の森林太郎に大きな転機をもたらすことになる事件が発生した。それは明治天皇の大喪の日に関わった乃木希典伯爵夫妻の殉死であった。乃木の殉死の現場を検分して遺体を拝し遺書を読んだ鷗外は、「奥津弥五右衛門の遺書（初稿）」を僅か 4 日で書き上げ『中央公論』10 月号に発表した。

この一作は文学者森鷗外に新しい境地を開くことになった。実際、以後 3 年のあいだに、「阿部一族」をはじめ 14 編の歴史小説を書いた。これら歴史ものの執筆は、鷗外の代表作となる医務局長退官後の考証三部作「澠江抽齋」「伊澤蘭軒」「北条霞亭」につながっていった。

1920 年には 1 月から 2 月にかけて森は左の腎臓を病んで床についた。それでも鷗外はその体を押して「霞亭生涯の末一年」の執筆にとりかかった。霞亭の最後の一年も病んでいた。その病は奇しくも脚気であった。「最後に霞亭という人物に邂逅したのは鷗外晩年の悲劇である」とは石川淳の言葉である。詳しくは板倉聖宣の『模倣の時代 上, 下』²⁾、坂内正の『鷗外最大の悲劇』³⁾などを参照されたい。

3. ゲーテとニュートン

ゲーテと聞いてまず思い浮かべるのは、偉大な詩人・文学者というイメージではないだろうか。ところが実際は、本書で紹介しているように彼は知の巨人であった。ウィキペディアでゲーテを検索してみても、彼は、詩人、劇作家、小説家、自然科学者、政治家、法律家にしてドイツを代表する文豪であると説明している。本書で説明しているように、ゲーテは自然科学関係の著作も多いが、そのなかで特に注目されるのが岩波文庫にも収録されている『色彩論』(1810 年)である。

ニュートンと聞くとまず万有引力の発見を思い出す人が多いと思う。ニュートンの三大業績と呼ばれているのは微積分学、万有引力、光学に関する発見である。1687 年に出版された『プリンキピア』は、先人の成果の上に力学を完成させたニュートンの主著であるが、もう一つの彼の主著は 1704 年に出版された『光学』である。ゲーテの『色彩論』はニュートンの『光学』に対抗して、彼がニュートンの権威に真っ向からドン・キホーテ的に挑んで批判した書である。

『色彩論』の出版は『光学』の出版よりおよそ百年後のことであり、物理学者としてのニュートンの権威が絶大の時代での出来事であった。ゲーテの努力は物理学的にはほとんど無価値とみなされるが、色彩学の体系をはじめ

て作り上げ、単なる物理学の一分科である光学では包括できなかった生理学、病理学、感覚的・化学的な広い色彩の世界に対する考究が再評価されている。筆者は拙著『光の探究史』⁴⁾のなかでゲーテの『色彩論』にふれた。東京北区西ヶ原にある「東京ゲーテ記念館」は、ゲーテのことに触れたあらゆる文献を収集していると何かの本で読んだので、『光の探究史』を出版したときそのことを知らせたが、何の反応もなかったため寄贈するのを止めた記憶がある。

4. ニュートンとアインシュタイン

ニュートンとリンゴの木のエピソードは子供でも知っているが、ニュートンのリンゴの木の子孫が日本各地にあることを知っている人も少なくない。本書には、日本に最初にニュートンのリンゴの木が伝わった事情が紹介されている。ニュートンの誕生日 12 月 25 日にちなんで、いろいろな大学の理学部物理学科で「ニュートン祭」が行なわれている。過去に行なったことのある大学は、相当の数にのぼるであろう。東大のニュートン祭はもっとも歴史があり、ヨーロッパ視察中の長岡半太郎がニュートン祭に際して「物理学の革命（相対性理論）に沸いているヨーロッパの様子」を伝えた手紙が『東洋学芸雑誌』(1911 年 2 月号)に出ている。

ところでニュートンは三大業績と呼ばれる発見をごく若い時に成し遂げてしまい、ケンブリッジ大学での研究生生活の多くは錬金術(化学)の研究に費やした。近代化学の完成すなわち化学革命は、力学の完成を意味する 17 世紀科学革命に比べて 1 世紀以上遅れた¹⁾。力学を完成させた大科学者・ニュートンも、数十年の研究にもかかわらず化学革命にはほとんど貢献していない⁵⁾。1936 年にニュートンの錬金術や神学に関する手稿をサザビース・オークションで入手した経済学者のケインズが、『ニュートン

生誕三百年記念論文集』によせた一文で、ニュートンを理性の時代の最初の人ではなく「最後の魔術師」であったと評したのもうなずける。

1919 年 11 月 7 日の『ロンドンタイムズ』には、「科学界の革命、ニュートンの考え覆される」の見出しがあった。それは日食観測隊の結果が公式に発表された、王立協会の 11 月 6 日の総会に関する記事であった。総会は観測隊のもたらした結果から、光線が重力場のなかでアインシュタインの予言された量だけ曲がることを公式に認めた。王立協会会長の J. J. トムソンはその席上で、一般相対論を人間の思考の歴史における最も偉大な獲得物の一つであると述べた。

かつて力の原因たる重力の解釈をめぐるデカルト主義とニュートン主義の対立から、地球の形状に関する論争に発展したことがある。デカルト理論によると、地球のまわりに充満する物質が回転しているために地表に圧力が加えられるが、赤道付近では極付近より大きな圧力を受けるために地球はたて長のメロン型となる。一方、ニュートンの理論によると、地軸のまわりの回転による遠心力によって赤道付近がふくらんで、逆にやや扁平な形になると予言された。

この論争に決着をつけるべく、パリアカデミーは北極圏のラップランドと赤道下のペルーに測量隊を派遣した。1736 年に派遣されたモーペルチュイの遠征隊は、北緯 66 度の僻地で 1 年間測量を行なったが、1735 年にペルーに出発したブーゲ隊は測量に 10 年間もかかった。そしてニュートンの理論の正しさが実証された。予想通りの結果に喜んだニュートン主義者のヴォルテールは、モーペルチュイのことを、アイザック・ニュートン卿をもじって「アイザック・モーペルチュイ卿」と呼んで持ち上げた。もっとも後になって誉めすぎたと反省したのか「ニュートンが居ながらにして知ったこと

を、退屈きわまりない所で確かめてきた」と皮肉ったという。

そして今度はアインシュタインが居ながらに知っていたことを、北ブラジルや西アフリカまで行って確かめてくる結果となった。実際、アインシュタインは観測の前から観測結果の如何にかかわらず自分の理論に絶対の自信を表明していたのである。ところでイギリスにおいては、ニュートンは物理学者、天文学者にとって偉大な規範であった。彼の等身大以上の肖像が会議場の正面を圧していた。1703 年からその死に至るまでのおよそ 25 年間、ニュートンは王立協会の会長の職にあった。そして他のどこにもましてロンドンでは、ニュートンの業績と方法は不可侵とみなされていた。しかし、今やその会議場において、「ニュートンは死んだ、アインシュタイン万歳」と告げられたのである⁶⁾。

5. アインシュタイン・ブーム

アインシュタインが日本を訪れたのは 1922 年のことで、日本に向かう船中で 1921 年度ノーベル物理学賞授賞の知らせをうけた。改造社の招きによる彼の来日は、日本にアインシュタイン・ショックともいうべき爆発的なブームをまき起こし、「相対的」という言葉が流行語となった⁷⁾。摂政宮（昭和天皇）までもが、長岡半太郎を招いて相対論の講義を聞き、日を改めて晚餐に招き質問をしたという。政友会は高橋是清総裁以下 60 余名が、長岡を党本部に招いて相対論の講演を聞いた。

アインシュタイン特集号を組んだ『改造』の目次を見ると、アインシュタイン自らの原稿のほか、石原純、長岡半太郎、愛知敬一、桑木或雄、玉城嘉十郎、吉村冬彦（寺田寅彦）、竹内時男、小倉金之助など著名な学者が原稿を書いている。『改造』のほかにも『女性改造』『科学画報』『東洋学芸雑誌』などの雑誌が特集を組んだ。『改造』

のアイNSTAイン特集号にはアインシュタインの肉質原稿の写真が掲載されているが、この原稿はいま何処にあるのであろうか。

本書では、アインシュタインが来日中の船中で体調をくずして苦しんでいるとき、時たま乗り合わせていた京都帝大福岡医科大（現・九州大学医学部）の三宅速教授に助けられたエピソードに関係した史跡が紹介されている。なおこのほか、JR門司駅前の三井倶楽部二階にアインシュタイン博士メモリアルルームがあると紹介されているが、知の巨人・アインシュタインは日本各地を講演や観光で訪れているので、もっと史跡や資料館があっても良いように思うがいかがであらうか。

（2013 年 1 月 30 日発行 四六判 222 ページ
並製 2800 円＋税）

参考文献

- 1) 高木秀男『事例から学ぶ科学社会学ーそのとき科学者は権力・権威にどう立ち向かったかー』科学堂（2008）
- 2) 板倉聖宣『模倣の時代 上, 下』仮説社（1988）
- 3) 坂内正『鷗外最大の悲劇』新潮社（2001）
- 4) 高木秀男『光の探究史』科学堂（1995）
- 5) ウェストホール『アイザック・ニュートン I, II』平凡社（1993）
- 6) 高木秀男『若造たちの物理学ー二十世紀科学革命の人間模様ー』科学堂（1997）
- 7) 金子務『アインシュタイン・ショック 上, 下』河出書房新社（1981）



編集後記

『福井の科学者』も今号で 120 号を迎えた。残念ながら財政上の理由から昨年度より年 2 回の発行になったが、支部機関誌を出している支部は少ないので、できるだけ長く発行を続けたいと考えている。

さて今号の柱は原発問題と憲法問題である。原発廃止運動の全国的な盛り上がりのなか、原発の利権にむらがっていた原子力ムラの住民たちによる巻き返しも激しくなってきた。これまで原発を推進してきた原発苛酷事故の責任を負うべき自民党や電力会社は、その反省もなく再稼働運動の先頭に立っている。そこで巻頭に原発問題に関する支部決議を掲げ、4 月 13、14 日に金沢市で行なわれた、北陸地区シンポ「欠陥をかかえる軽水炉原発と活断層、防災対策問題」で発表された山本雅彦氏と佐藤正雄氏の報告に、手を入れたものを掲載した。

一方、憲法問題は参議院選挙を間近にひかえて、最重要課題に浮上してきた。憲法九条を改訂し、戦争ができる国にしようと考えている自民党・維新の会・みんなの党など保守反動政党は、小選挙区制で得た数を頼りに右翼政党の本性をむき出しにしてきている。彼らの意のままに政治を動かしてはならない。いまこそ科学者・

知識人の出番であり、平和憲法を守るという科学者・知識人の社会的責任が問われている。

本号には、憲法問題を重視して講演活動を行っている AALA の北出芳久氏に、「憲法 9 条が危ない！－壊憲にどう立ち向かうか－」を書いていただいた。北出氏の護憲に対する思いが伝わる力作で、日米軍事同盟と憲法の関係や、いまや世界中に広がっている非同盟諸国の平和活動も紹介してある。私も前号に引きつづき「いま改めて 66 年前の日本国憲法制定過程を振り返る－憲法問題に無関心な若者たちはどれだけ事実を知っているだろうか－(第 2 回)」を書いた。ご批判をお願いしたい。なお 6 月には福井支部でも、支部例会として「憲法問題学習会」を開催する予定である。

新著紹介では科学史家・西條敏美氏の科学散歩シリーズ『知ってますか？ 西洋科学者ゆかりの地 IN JAPAN PART1』を紹介した。私の大学時代の同級生にこの本を紹介したら、早速購入して科学散歩に利用しているとの連絡があった。

最後に、本誌はカラー印刷でないため図が見にくい、原図のファイルを見たい人は下記あてメールしてください。

(高木秀男：fwnf2030@mb.infoweb.ne.jp)

福井の科学者	第 120 号	2013 年 6 月 17 日発行
編集・発行	日本科学者会議福井支部 頒価 500 円	
連絡先	〒910-8507 福井市文京 3-9-1 (郵送の場合) 福井大学大学院教育学研究科 680 円 教職開発専攻(教職大学院) 森 透 研究室気付 TEL/FAX 0776-27-8725 E-mail t-mori@u-fukui.ac.jp	

＝会員の著書紹介＝

書名 **畜産物と健康** —卵・牛乳・肉の生産から考える

著 者 加藤武市 発 行 科学堂
発行年月日 2005 年 6 月 定 価 1500 円

福 井 県 医 療 生 活 協 同 組 合

〒910-0026 福井市光陽2丁目18-15 TEL (0776) 27-2318
FAX (0776) 24-8290

光 陽 生 協 病 院

TEL (0776) 24-5009

つるが生協診療所

TEL (0770) 21-0176

ショートステイきらら

TEL (0776) 21-8525

光陽生協歯科診療所

TEL (0776) 24-8784

光陽生協クリニック

TEL (0776) 24-3310

たけふ生協歯科診療所

TEL (0778) 22-5666

デイケアさんさん

TEL (0776) 24-5524

さかい生協歯科診療所

TEL (0776) 67-6333

光陽訪問看護ステーション

TEL (0776) 24-9996

つるが生協在宅総合センター^{なごみ}「和」

TEL (0770) 25-4311

光陽ホームヘルプステーション

TEL (0776) 24-9997

小規模多機能介護施設しんじょういこい

TEL (0776) 60-2110

光陽訪問看護ステーション居宅介護支援事業所

TEL (0776) 24-9990

総合企画印刷

広告・パンフレット・DM・雑誌・記念誌・機関誌
自費出版・会員名簿・会員管理・アンケート集計

(有)ワープロセンター HOPE

〒915-0847 福井県越前市東千福町21-4
TEL: (0778) 24-1146 FAX: (0778) 24-2339
e-mail: hope01@galaxy.ocn.ne.jp